

第2次

ほんまもんの里みんなで作る 臼杵市食と農業基本計画

(令和4年度～令和13年度)

臼杵市農業振興計画

臼杵市有機農業推進計画



大分県 臼杵市

大分県臼杵市

ごあいさつ

本市の農業は、平地の市街地から山間部にかけて、起伏に富んだ地形や恵まれた自然条件を活かした特色ある農業が展開されています。近年、少子高齢化・人口減少が本格化する中で、農林業分野への影響は深刻な状況で、担い手不足、遊休農地の拡大、有害鳥獣による農作物への被害拡大など、生産現場は依然として厳しい状況に直面しています。また、自然災害も頻発しており地球温暖化などの影響が顕著となっています。

この厳しい状況において、農業・農村の持続性を高め、食と農業を次世代へ継承していくためには、生産基盤の強化を図り、多様化するニーズに対応していく必要があります。

本市では、臼杵市議会の発案で「食」と「農」の再生を図り活力ある臼杵市の農業振興を推進するため、「ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例」を制定しています。

この条例の基本理念をもとに、農業者、農業関係団体、市民および事業者の責任と役割を明らかにし、食料と農業に対する市民の理解を深めるとともに、安心・安全な食料の安定供給ならびに持続的に発展する農業を確立することで、豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として基本計画を作成し、これまで様々な施策に取り組んでまいりました。

特に近年では、市の推進品目であるピーマン、かんしょにおいては農業者数、売上高において急激に伸びており、これまでの取組の成果が表れております。また、有機農業についても、農業者はもとより市民の皆様にもご理解いただき「有機の里うすき」づくりの取組も浸透してきております。

さらに令和3年11月には、ユネスコ創造都市ネットワークの食文化部門に加盟認定されたことにより、臼杵の食文化の根幹をなす農業において更なる飛躍を目指していきます。

結びに、この基本計画の作成にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの方々に心からお礼申し上げます。

令和4年4月

臼杵市長 中野五郎



目次

第1章 はじめに

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	3
第4節	農業の概要	3

第2章 基本計画

第1節	将来像	6
第2節	4つの基本目標	6
第3節	体系図	8

第3章 実施計画

①	安全・安心な食料の供給	10
1.	安全な農作物の安定供給	11
2.	有機農業の振興	12
3.	地産地消の拡大と食育の推進	14
4.	都市交流と国際交流・国際協力	15
②	持続可能な農業の振興	16
1.	農業生産基盤の整備	
①	農業用施設の整備	17
②	有害鳥獣被害対策	19
2.	生産性の向上・販売促進・収益性の向上	
①	園芸(野菜・果樹・花き)	20
②	水田農業	22
③	工芸作物	23
④	畜産	24
⑤	特用林産物	25
3.	新規農産物の導入	26
4.	農地有効利用の推進	27
③	活力ある農業の振興	28
1.	担い手・新規就農者・集落営農による活性化	29
2.	農産物の消費拡大推進	30
3.	地場産業との連携	31
④	環境に配慮した農業の推進	32
1.	環境保全型農業の振興	33
2.	農村環境機能の保全	34
3.	土づくりセンターとの連携	35
4.	森林の持つ機能の再整備	36

第4章 計画の推進にあたって

- | | |
|--------|----|
| 1 推進体制 | 37 |
| 2 進行管理 | 38 |

巻末資料

- | | |
|-------------------------------------|----|
| ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例 | 40 |
| ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画策定委員会設置要綱 | 43 |
| 第2次ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画策定委員会名簿 | 44 |
| 食料・農業・農村基本計画について | 45 |
| みどりの食料システム戦略（概要） | 46 |
| みどりの食料システム戦略（具体的な取組） | 47 |
| 『おおいた農林水産業活力創出プラン2015（改訂版）』のアウトライン | 48 |
| 第2次臼杵市総合計画～後期基本計画～（抜粋） | 50 |
| 用語解説 | 56 |

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

本市では、自然環境との調和、地産地消の更なる促進、「食」と「農業」の強い信頼関係に重点をおいた臼杵市農業のあるべき姿（ほんまもんの里）を念頭に「ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例」を平成22年3月に制定しました。この条例に記されている本市の責務と基本的方向性、基本方針、具体的施策を明らかにするため、平成24年度（2012年度）を初年度とし、令和3年度（2021年度）を目標とした「ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」を策定しています。

このような中、令和2年3月に策定した「臼杵市総合計画後期基本計画」を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」などの各種指針および振興計画に基づき、「臼杵市農業振興計画」「臼杵市有機農業推進計画」を包含するかたちで、令和13年度（2031年度）までの「第2次ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」を策定するものです。

本計画は、有機の里づくり*をはじめとする安全・安心で永続的に発展する農業を確立するとともに、市民が健康で安心できる生活の礎を築くため、将来像に掲げた「うすきブランドの推進による食と農業の振興」の実現に向けた方針を示すものです。

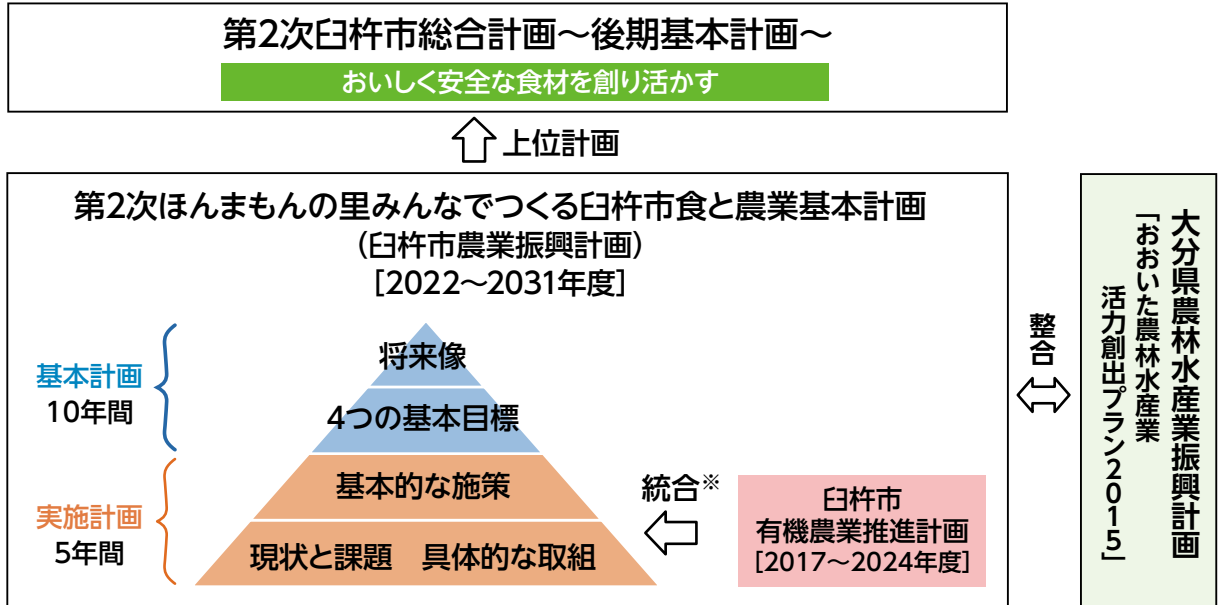
また、令和3年11月に本市がユネスコ創造都市ネットワーク*の食文化部門に加盟認定されました。これを受け、本市はこれまで守り育ててきた多彩な食文化や、有機農業*や水源涵養*の森づくり、地産地消をさらに推進するとともに、国際的な貢献、連携を図り、「食文化創造都市 臼杵」の実現をめざします。本計画は、この実現に向けた農業分野での方針についても示すものとし、以下の4つの基本目標を設定しています。

- ① 安全・安心な食料の供給
- ② 持続可能な農業の振興
- ③ 活力ある農業の振興
- ④ 環境に配慮した農業の推進

これらの基本目標達成に向け、体系別に「現状と課題」、「具体的な取組」を示し、本市農業、農村の振興のための施策を総合的に推進することを目的として本計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

平成22年3月に施行された「ほんまもの里みんなで作る臼杵市食と農業基本条例」に基づいて、「ほんまもの里みんなで作る臼杵市食と農業基本計画」の見直しを行い、臼杵市におけるうすきブランドの推進による食と農業の振興に向けた方向性を明らかにします。



※国の「みどり食料システム戦略」の策定を受け、本市のめざす有機農業への取組拡充を図るための統合。計画期間についても農業基本計画に統合。

○本計画とSDGs(持続可能な開発目標)*の関連

17の目標	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ産業化イノベーション
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
基本目標									
1 安心・安全な食料の供給		○		○			○	○	○
2 持続可能な農業の振興		○	○		○		○	○	○
3 活力ある農業の振興		○		○	○			○	○
4 環境に配慮した農業の推進		○				○	○	○	○

17の目標	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
	10 人や国の不平等をなくそう	11 日本だけわかるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナシップで目標を達成しよう
基本目標								
1 安心・安全な食料の供給		○	○					○
2 持続可能な農業の振興			○	○		○		○
3 活力ある農業の振興			○					○
4 環境に配慮した農業の推進		○	○	○	○	○		○

各目標において、SDGsの17の目標・169のターゲットの実現に資する取組がある場合に「○」を記載

第3節 計画期間

基本計画は、令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和13年度(2031年度)を最終目標年度とします。

実施計画は、令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和8年度(2026年度)を最終目標年度とします。

第4節 農業の概要

本市は、野津川が南西部を東西に流れ、臼杵川・末広川・熊崎川が臼杵湾に注ぎ、各河川沿いには水田がひらけています。畑地は野津地域の北側を中心に広がっています。

気象は、瀬戸内海型と南海型が混在し、年平均気温15~17℃、年間平均降水量1,500~1,800mmで、温暖多雨、自然条件にも恵まれています。

水田面積は695haで耕地面積の56.6%に当たります。水稲については、農業従事者の高齢化や担い手の減少により、作付面積が年々減少しています。また、主食用米から新規需要米^{*}への転換が図られています。

温暖な気象条件から野菜、果樹などの露地・施設栽培が展開されており、後継者・就農者の人口増と併せ産地の維持拡大のため、新規就農者の育成に取り組んでいます。

本市が進める有機農業については担い手の育成と販路拡大、所得向上が課題となっています。

○主要な農作物の生産状況(平成29年から令和1年の3ヶ年)

部門別

(単位：1,000万円)

部門	項目	H29実績	H30実績	R1実績
米	産出額	76	83	66
野菜	産出額	220	230	199
果実	産出額	34	35	37
工芸農作物 [*]	産出額	76	63	54
肉用牛	産出額	7	8	8
豚	産出額	52	46	37

農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

○主要な農作物の生産状況(平成30年度から令和2年度の3ヶ年)

品目別

品目	項目	H30実績	R1実績	R2実績
主食用米	作付面積	641.8ha	621.7ha	619.4ha
飼料用米	作付面積	19.7ha	7.8ha	4.4ha
WCS用稲 [*]	作付面積	3.3ha	13.1ha	14.8ha
加工用米	作付面積	29.2ha	39.1ha	39.5ha
麦	作付面積	88.4ha	92.0ha	82.2ha
大豆	作付面積	37.7ha	29.9ha	26.1ha

品目	項目	H30実績	R1実績	R2実績
ピーマン (野津ピーマン部会)	部会員数	106戸	112戸	123戸
	栽培面積	18.4ha	19.4ha	21.7ha
	出荷量	1,811t	1,931t	2,251t
	販売額	780,592千円	764,060千円	1,055,581千円
かんしょ(甘太くん*) (野津かんしょ部会)	部会員数	69戸	63戸	64戸
	栽培面積	63.5ha	63.0ha	63.0ha
	出荷量	1,394.8t	1,463.3t	1,555.5t
	販売額	316,258千円	351,141千円	424,075千円
いちご (臼杵いちご部会) (野津いちご部会)	部会員数	22戸	24戸	23戸
	栽培面積	3.5ha	4.1ha	3.0ha
	出荷量	157t	167t	178t
	販売額	206,129千円	213,146千円	230,341千円
トマト (臼杵トマト部会)	部会員数	7戸	7戸	7戸
	栽培面積	0.8ha	0.8ha	0.8ha
	出荷量	62t	60t	60t
	販売額	26,953千円	26,658千円	27,791千円
あまねぎ (野津あまねぎ部会)	部会員数	41戸	35戸	32戸
	栽培面積	3.5ha	3.3ha	2.6ha
	出荷量	25t	19t	16t
	販売額	9,254千円	7,048千円	7,429千円
にら (野津にら部会)	部会員数	27戸	25戸	22戸
	栽培面積	6.12ha	6.20ha	6.00ha
	出荷量	268t	246t	262t
	販売額	150,287千円	126,000千円	154,227千円
キウイ (南部 キウイフルーツ部会)	部会員数	20戸	20戸	19戸
	栽培面積	2.3ha	2.4ha	2.2ha
	出荷量	44t	39t	34t
	販売額	21,056千円	18,936千円	16,491千円
かぼす (県南カボス部会)	部会員数	136	137	130
	栽培面積	33.2ha	29.0ha	24.3ha
	出荷量	806t	483t	754t
	販売額	109,563千円	75,474千円	89,375千円
葉たばこ	部会員数	27戸	26戸	25戸
	栽培面積	87.1ha	83.5ha	80.6ha
	出荷量	207t	221t	219t
	販売額	387,758千円	421,892千円	345,000千円
茶	部会員数	12戸	12戸	12戸
	栽培面積	79.1ha	81.1ha	81.4ha
	出荷量(荒茶)	176t	201t	215t
	販売額	195,414千円	209,012千円	223,902千円
肉用牛(繁殖) (臼杵市肉用牛振興 協議会)	部会員数	8戸	8戸	8戸
	母牛頭数	114頭	117頭	120頭
	出荷頭数(子牛)	80頭	67頭	73頭
	販売額	63,861千円	53,387千円	52,088千円

(農林振興課調べ)

基本計画

令和4年度(2022年度)~令和13年度(2031年度)



第2章 基本計画

第1節 将来像

うすきブランドの推進による 食と農業の振興

第2節 4つの基本目標

1 安全・安心な食料の供給

安全で美味しい農産物を安定的に供給していくことが農業生産の基本であり、自然環境と調和した農業の振興とともに、安全・安心な農産物の供給に努めます。

暮らしの基本となる安全・安心な食料を供給するため、「うすき夢堆肥*」による土づくりに重点を置き有機農業に取り組みやすい環境の整備や「ほんまもん農産物*」をはじめとする有機栽培された農産物の生産振興および栽培技術の向上を図り、「有機の里づくり」による循環型社会の構築に努めます。

施策

1. 安全な農産物の安定供給
2. 有機農業の振興
3. 地産地消の拡大と食育の推進
4. 都市交流と国際交流・国際協力

2 持続可能な農業の振興

安定的に農業が行えるよう農業水利施設*整備を行うとともに、農作物を獣害から守るための獣害防護柵を設置し、農業生産基盤の整備を図ります。

適地適品種*の作付推進や農地の集団化による生産性の向上を推進することにより、市の基幹品目の安定・生産拡大対策を図ります。

施策

1. 農業生産基盤の整備
2. 生産性の向上・販売促進・収益性の向上
3. 新規農産物の導入
4. 農地有効利用の推進



3 活力ある農業の振興

将来の臼杵市農業を担う農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者、農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、これら意欲ある担い手に対し支援強化を図りその育成確保に努めます。

地場産業に安定的に供給が可能な品目について検討を行い、作付けを推進するとともに、本計画の実現にあたり、農業者、農業関係団体、県や関係団体と適切な連携を図ります。

施策

1. 担い手・新規就農者・集落営農による活性化
2. 農産物の消費拡大推進
3. 地場産業との連携

4 環境に配慮した農業の推進

本来の健全な田畑に戻していくための「うすき夢堆肥」による「土づくり」に重点を置いた施策の展開を図り、有機農業に取り組みやすい環境づくりを行います。

また、農村の持つ多面的機能^{*}を維持するため、農村環境の保全に努めるとともに森林の持つ多面的機能の維持に向け、森林環境の回復、増進を図ります。

施策

1. 環境保全型農業の振興
2. 農村環境機能の保全
3. 土づくりセンターとの連携
4. 森林の持つ機能の再整備

第3節 体系図

将来像	4つの基本目標	基本的な施策	
うすぎブランドの推進による食と農業の振興	1 安全・安心な食料の供給	1. 安全な農産物の安定供給	臼杵市有機農業推進計画
		2. 有機農業の振興	
		3. 地産地消の拡大と食育の推進	
		4. 都市交流と国際交流・国際協力	
	2 持続可能な農業の振興	1. 農業生産基盤の整備	
		2. 生産性の向上・販売促進・収益性の向上	
		3. 新規農産物の導入	
		4. 農地有効利用の推進	
	3 活力ある農業の振興	1. 担い手・新規就農者・集落営農による活性化	
		2. 農産物の消費拡大推進	
		3. 地場産業との連携	
	4 環境に配慮した農業の推進	1. 環境保全型農業の振興	
		2. 農村環境機能の保全	
		3. 土づくりセンターとの連携	
		4. 森林の持つ機能の再整備	

実施計画

令和4年度(2022年度)~令和8年度(2026年度)



第3章 実施計画

1 安全・安心な食料の供給

安全で美味しい農産物を安定的に供給していくことが農業生産の基本であり、自然環境と調和した農業の振興とともに、安全・安心な農産物の供給に努めます。

暮らしの基本となる安全・安心な食料を供給するため、「うすき夢堆肥」による土づくりに重点を置き有機農業に取り組みやすい環境の整備や「ほんまもん農産物」をはじめとする有機栽培された農産物の生産振興および栽培技術の向上を図り、「有機の里づくり」による循環型社会の構築に努めます。

施策

1. 安全な農産物の安定供給
2. 有機農業の振興
3. 地産地消の拡大と食育の推進
4. 都市交流と国際交流・国際協力

施策の進捗を図る指標（ものさし）

指標名	単位	基準値		R4年度	R8年度
		年度		目標値	目標値
「ほんまもん農産物」 認証農家戸数	戸	R2	63	60	70
学校給食での 「ほんまもん農産物」の使用割合	%	R2	12.5	15.0	25.0
「ほんまもん農産物」と 有機農産物の利用店舗数	店	R2	41	45	60
「ほんまもん農産物」および 有機農産物栽培圃場面積	ha	R2	80.8	90.0	100.0
「ほんまもん農産物」 担い手育成・確保	人	R2	3	4	10

1. 安全な農産物の安定供給

現状と課題

「食」は、生きる上での基本であり、健やかな生活を送るために欠かせないものです。近年、食の安全性に対する関心が高まる中で、多くの人々が農業に対し、化学合成農薬や化学肥料の使用をできるだけ減らした、より安全・安心で高品質な農産物を求める傾向が全国的に強まっています。

このような現状を踏まえ、本市は自然的特性を生かしながら、平成22年に臼杵市土づくりセンターを開設し、ここで製造する「うすき夢堆肥」などの完熟堆肥を基とした土づくりや有機農業を推進するとともに、平成23年には「ほんまもん農産物認証制度^{*}」も創設し、化学合成農薬や化学肥料の未使用など環境負荷の軽減を図りながら、安全・安心な農産物の生産やブランド化に取り組んでいます。

中でも、有機栽培による農産物の安定的な生産においては、生産規模や天候などに大きく左右されることがあるうえ、その供給においても、消費者ニーズの多様化によるなど難しい課題があります。

具体的な取組

- ・環境保全型農業^{*}の推進と安全・安心な農産物の生産振興
- ・「ほんまもん農産物」をはじめとする有機栽培による農産物の生産振興および技術の確立
- ・「ほんまもん農産物認証制度」の普及による生産圃場の拡大と「ほんまもん農産物」のブランド化
- ・「学校給食オーガニックプロジェクト^{*}」の推進



ほんまもん農産物



学校給食

2. 有機農業の振興

.....現状と課題.....

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減し、生物多様性の保全*に資するものであり、昨今の輸入農産物の残留農薬問題などに起因した食の安全・安心に対する消費者ニーズの多様化や地産地消、食育の観点からも、有機農業に対する消費者の期待が全国的に高まっています。

また、国が令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略*」では、令和32年の目標年次までに、農林水産業のCO²ゼロミッション化の実現、化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業の取り組み面積の拡大など、持続可能な食料システムの構築を目指すとしています。

これまで本市は、平成17年5月の「ほんまもんの里・うすき」農業推進協議会の設置をはじめ、平成19年4月には、「臼杵市ほんまもんの里農業推進センター」を、更に平成22年には「臼杵市土づくりセンター」を建設・運営し、臼杵市環境保全型農林振興公社と連携を図りながら「有機の里づくり」を目指しています。

有機農業者の現状としては、令和2年度末での有機JAS*認証取得状況が、生産法人6社、個人2名となっており、ほんまもん農産物認証取得状況は、63名となっています。

また、有機JAS認証やほんまもん農産物認証を受けず有機農業に取り組んでいる生産者も少なくない状況もあるため、今後も各認証取得に向けて農家への更なる推進を行う必要があります。

しかしながら、有機農業の安定生産に向けた取り組みについては、雑草除去作業や病害虫などの対策に労力を要すること、生産物に対する販売価格の設定と販路開拓が難しいことなどの課題があります。消費拡大の取り組みについても、有機農業が環境への負荷を大幅に低減するなどの機能を持つことへの理解が進んでいないことや有機農業が慣行栽培*に比べ、労力やコストがかかることについての理解が進んでいないため、販売価格が、生産コストに見合っていないなど、有機栽培された農産物の生産拡大につながらないことも課題であります。今後、有機栽培された農産物の集出荷場など拠点施設の検討が必要です。

最後に、有機農業の担い手確保対策の取り組みについては、平成28年度から地域おこし協力隊*制度を活用し、移住・定住施策と併せて有機農業者の育成に取り組んでいます。これにより地域おこし協力隊員は、先進の有機農業を行っている地元農家の下で農業技術などを習得しながら最長3年間地域おこし協力隊として活動を行い、任期満了後は本市で一有機農家として就農を目指していますが、圃場の確保や安定的な販売先の確保などが課題となっています。



具体的な取組

- ・「ほんまもん農産物」認証制度の登録農家の増加、面積拡大、安定供給の推進
- ・有機農業の技術指導体制の確立
- ・有機農業により生産される農産物の流通・販売に対する支援
- ・臼杵市土づくりセンターを核とした土づくりの推進
- ・新規就農者への支援
- ・消費者の理解と関心増進
- ・有機JAS認証取得に対する支援
- ・地域おこし協力隊制度やファーマーズスクールの活用による担い手の確保および「ほんまもん農産物」のブランド化の促進
- ・ふるさと納税返礼品の拡充



うすさ夢堆肥



ふるさと納税返礼品



ほんまもん農産物

3. 地産地消の拡大と食育の推進

.....現状と課題.....

消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化が進む中、消費者と生産者が常に強い信頼関係で結ばれる地産地消への期待が全国的に高まってきています。

国は、地産地消を食料自給率の向上に向け重点的に取り組むべき事項とし、「食料・農業・農村基本計画」で、全国展開などを積極的に推進することとしています。

また、食に関する知識や健全な食生活への関心も高まり、「食育基本法」が平成17年から施行されました。そのため、本市では、地産地消の推進と併せて地域の食文化や現代の食習慣の大切さを見直す食育への取り組みも重要課題と考えています。現在、学校給食では、子供たちが自然や文化、産業、生産者の努力や「食」に関する理解を深め、郷土愛や感謝の心を育むため、地産地消を積極的に推進しており、平成24年からは、学校給食での「ほんまもん農産物」の使用の取り組みも行っています。しかしながら、生産者の高齢化や担い手不足、安定的な生産とその供給など、課題も多く又供給率も伸び悩んでいるため、今後は、生産者と学校給食関係者などが連携した学校給食における地産地消の更なる推進の検討や施策の実施が重要となります。

一方、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本食への関心も高まる中、本市では、発酵・醸造文化や大切に守り育ててきた伝統的な食文化の継承、有機農業の推進などが評価され、2021年11月にユネスコ創造都市ネットワークの食文化部門への加盟が認定されました。今後は、関係機関との情報共有や連携強化はもとより、食農教育への支援、農業体験を通じた有機農業への理解や身近な地域にある豊富な食材への関心の向上など、市民への地産地消の啓発に努める必要があります。

具体的な取組

- ・「ほんまもん農産物」の消費拡大および利用量向上のため、生産面積拡大と生産品目の拡充
- ・「ほんまもん農産物」直売所の検討および取扱店の拡大推進
- ・地産地消を担う人材・後継者の育成
- ・飲食・観光業・病院・こども園などにおける地産地消の推進
- ・オーナー農園^{*}での収穫・植付体験などを行い、旬の地場農産物と農業への理解を深める事業への取り組み
- ・「臼杵食文化映画祭」プロジェクト^{*}の推進
- ・各機関が行う「食育」事業への情報提供や協力
- ・市学校給食センターでの「ほんまもん農産物」の供給量拡大に向けた対策

4. 都市交流と国際交流・国際協力

現状と課題

本市では、市内外の方へ農作物を育て、収穫する喜びを体験できる「オーナー農園」や、「貸農園*」を通じて農業・農村への理解と関心を高める取り組みを実施するとともに、「旬食フェスタ」やファーマーズマーケットなどを開催し、農家と消費者の交流を図っています。

野津地域を中心にグリーンツーリズム*による農業体験や農泊体験を通じて都市および国際交流にも取り組んでいます。今後は農業だけでなく、観光関係者と農村地域が連携したグリーンツーリズムの取り組みや修学旅行の誘致、各種イベントの充実、外国人を含めた旅行者の新たな旅行ニーズも見据え、市内全域において交流を進める必要があります。

また、ユネスコ創造都市ネットワークの食文化部門への加盟を受け、今後はネットワーク加盟都市間での連携・協力が求められます。

具体的な取組

- ・ 農作業を通じて農作物を作る楽しみと収穫の喜びを体験できる農園の充実
- ・ 観光協会との連携による都市および外国人観光客へのグリーンツーリズム活動の充実と受入体制の整備
- ・ ファーマーズマーケットなど生産者と消費者との交流促進
- ・ ホームページやSNSを活用した都市部などへの「ほんまもん農産物」PR活動
- ・ ユネスコ創造都市ネットワーク食文化部門加盟都市との連携・協力



ファーマーズマーケットの様子



オーナー農園収穫体験

2

持続可能な農業の振興

安定的に農業が行えるよう農業水利施設整備を行うとともに、農作物を獣害から守るための獣害防護柵を設置し、農業生産基盤の整備を図ります。

適地適品種の作付推進や農地の集団化による生産性の向上を推進することにより、市の基幹品目の安定・生産拡大対策を図ります。

施策

1. 農業生産基盤の整備
2. 生産性の向上・販売促進・収益性の向上
3. 新規農産物の導入
4. 農地有効利用の推進

施策の進捗を図る指標（ものさし）

指標名	単位	基準値		R4年度	R8年度
		年度		目標値	目標値
野津パイプライン更新事業	ha	—	—	0	116
有害鳥獣被害を軽減させるための防護柵設置距離【累計】	km	H30	380	460	540
農業産出額*	千万円	R1	*527	561	605
農地中間管理機構*を通じた利用権設定面積【累計】	ha	R2	187	211	260

*農林水産省「令和元年市町村別農業産出額(推計)」

生産構成

本市農業の生産構成は、水稻が12.5%、野菜・果樹が44.8%、
工芸作物10.3%、畜産が26.4%、その他が6.0%となっています。

農林水産省 「令和元年市町村別農業算出額(推計)」

推進品目

水田農業：水稻
野菜：ピーマン、かんしょ、にら、トマト、いちご、あまねぎ、白ねぎ
果樹：カボス、キウイ
工芸作物：葉たばこ、茶

1. 農業生産基盤の整備

① 農業用施設の整備

.....現状と課題.....

本市には5つの利水ダム*があります。臼杵地域では、乙見ダム・野田ダム・末広ダム・中ノ川ダムの4施設があり、中には、築造から50年を経過し老朽化による機器の不具合などが発生しているため、早期に施設の更新事業を行う必要があります。

野津地域の石場ダムは、近年の異常気象により夏から秋にかけての渇水が毎年のように続き、農作物への被害が心配されています。石場ダムは築造後、40年以上が経過し老朽化が進んできたことから、平成27年から令和3年にかけて、基幹的な施設の洪水吐*や取水施設などの改修工事を実施してきました。しかしながら、パイプライン*においては、年間200件の漏水事故が発生している状況であるため、早急な改修計画や事業を実施することが必要です。

農業用ため池においても市内全域では152箇所あり、うち35箇所が防災重点農業用ため池となっています。防災重点農業用ため池*は、国の補助事業を活用し更新事業や受益地への供給が不要となった、ため池の廃止事業を行っていますが、防災重点農業用ため池以外のため池については、補修や改築、廃止などの要望に対応できていない状況です。今後は、防災重点農業用ため池以外のため池についても、補助事業などを活用しながら事業化していく必要があります。

具体的な取組

- ・ 乙見ダム他3つの利水ダムの更新を事業化
- ・ 石場ダムのパイプラインなど農業水利施設整備を実施
- ・ 防災重点農業用ため池以外のため池の事業化
- ・ 作業性・生産性の向上のため圃場整備の実施
- ・ 老朽化した頭首工*の事業化



石場ダムの減勢池 改修完了



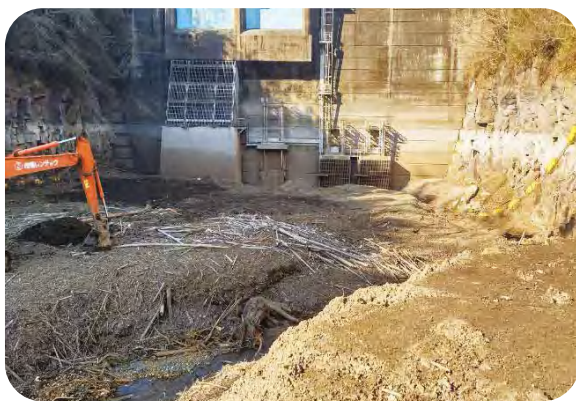
石場ダムパイプラインの漏水状況



老朽化した頭首工



乙見ため池改修の様子



乙見ダム 堤内の土砂撤去の様子



防災重点農業用ため池以外のため池

②有害鳥獣被害対策

.....現状と課題.....

有害鳥獣による農作物の被害は、農業生産者にとって、とても深刻な問題であり、生産意欲を低下させるため、対策が求められています。

イノシシやシカ、サルに加え、小動物（アナグマ、アライグマなど）による農作物の被害も増加しており、被害を軽減するためには、防護柵の設置や捕獲など継続して対策を進める必要があります。その中でもサルについては、捕獲が難しいため、集落の人口減少や高齢化が進んでいる地域での被害が増加しているのが現状です。今後も県と引き続き連携を図り、被害の減少に繋がるように検討する必要があります。

防護柵の設置については、平成23年度から国の交付金により地元施工による防護柵の設置が行われており、令和2年度末までに393kmが整備され被害の軽減が図られています。

しかしながら、当初に設置された防護柵については老朽化が進み、小動物などの侵入も考えられることから、防護柵の補強対策などを含め検討する必要があります。

捕獲については、猟友会による捕獲や追い払い活動が行われ、年間約4,000頭の個体が捕獲されています。これからも農作物の被害軽減に繋がるよう継続して猟友会と連携を図るとともに後継者の育成にも努める必要があります。

具体的な取組

- ・ 農作物被害の軽減に向け、国の交付金を活用した防護柵設置の継続
- ・ 老朽化した防護柵の改修(取替)などの補助制度の検討
- ・ 有害鳥獣の捕獲やサルなどの追い払い活動に対する支援および猟友会の後継者育成
- ・ ICT(情報通信技術)*などの先進技術を取り入れた捕獲の推進



獣害防護柵(ワイヤーメッシュ)



箱わな

2. 生産性の向上・販売促進・収益性の向上

①園芸（野菜・果樹・花き）

.....現状と課題.....

野菜については、生産者の高齢化や担い手不足といった課題に対応するため、アグリ起業学校やファーマーズスクールによる新規就農者の確保や規模拡大に伴う生産施設の導入、機械化の整備に対する支援などに取り組んできました。

この5年間に作付面積も年々増加し、特に推進品目の一つであるピーマンの販売額は5億7千万円から10億5千万円へ、かんしょ（甘太くん）についても販売額が2億8千万円から4億2千万円へと大きく伸びています。

一方で、ピーマンやかんしょ（甘太くん）の急激な生産量の増加により、選果施設の整備による品質の保持と安定供給体制の確立が喫緊の課題となっています。

また、平成30年度以降、ピーマンの重要病害である黄化えそ病*など、病害における被害が発生していることから、各種病害対策に取り組んでいます。

果樹については、生産者の高齢化などにより生産量は減少傾向にあり、担い手の確保対策と管理不良園の解消が課題となっています。

花きについては、野津地域を中心に鉢物（シクラメン）や花壇用苗などの栽培が行われています。

具体的な取組

- ・園芸振興に向けた推進品目として、ピーマン、かんしょ、いちご、トマト、にら、あまねぎ、白ねぎの作付推進や生産性の向上を目指した農業の確立
- ・拠点選果施設の整備による一定品質、安定供給体制の確立
- ・関係機関と連携した病害に対する防除支援
- ・品質向上や作業の負担軽減を目的として、各生産部会が取り組んでいる育苗管理への支援
- ・「甘太くん」や「ベリーツ*」などの大分県オリジナル品目の推進
- ・作業の省力化、効率化による労力軽減に対する取組支援（スマート農業の実現）
- ・果樹の改植・新植の推進
- ・果樹における管理不良園の解消と担い手の確保
- ・カボスの大苗育成支援事業による産地の維持・拡大
- ・みかん園のミカンバエ*防除対策の推進





ピーマン



甘太くん



ベリーツ



カボス



キウイ



1.8m間口のピーマンハウス資材導入事業



低コスト耐候性ハウス整備事業(イチゴ)

②水田農業

.....現状と課題.....

本市の水田は大半が中山間地域*などの作付け条件不利地帯に散在し、小規模な兼業農家による水稲作物と野菜などによる複合的な営農が主体となっています。近年の米価の取引価格の下落や気象災害、病害虫などの被害の増加、水稲生産者の高齢化などにより収入・生産力の低下や遊休農地の増加がみられ、これらの対応が課題となっています。

このような現状に対し、集落営農組織*や認定農業者*を中心とした地域の担い手へ機械設備の更新や導入などの整備支援を行うことで、水田農業の作業環境改善と効率化を図り、遊休農地の集約と解消に取り組んできました。

近年の気候変動の影響から、市内で作付けされている「ヒノヒカリ*」などの品種で収量の低下が続いていることから、新たな品種の導入を進めています。今後大分県とJAおおいたが認定品種としている多収性の早生・良食味品種*「なつほのか*」を推奨し、安定生産への取組を推進していきます。

具体的な取組

- ・担い手支援の補助事業を活用した法人・集落営農組織・認定農業者などへの機械設備の更新・新規導入の支援と遊休農地の集約・解消
- ・スマート農業の導入と先端技術の活用による担い手の作業環境改善
- ・「ヒノヒカリ」から早生・良食味品種「なつほのか」の推奨と安定生産への取組推進
- ・特別栽培技術*によるブランド米や有機栽培米の品質向上に対する取組活動の支援
- ・新規需要米*や加工用米*と麦・大豆類などの適切な輪作体系の取組推進



ドローンによる農薬散布



GPSを活用した田植え作業

③ 工芸作物

..... 現状と課題

葉たばこについては、国内需要の減少、生産者の高齢化などにより農家数および生産面積は減少傾向にあります。本市の代表的な作物である葉たばこの産地維持に向け、生産技術の継承や天候や病害虫に左右されない強い土壌づくりが求められます。

お茶については、平成18年に(株)伊藤園、大分県、臼杵市ほか1市で締結した茶産地育成協定に基づき緑茶飲料原料茶の生産に取り組んでおり、現在は法人2社が約69haの面積で生産を行っています。今後の面積拡大に向けて、まとまった優良農地の確保と荒茶工場*の整備が求められます。

また、八里合茶生産組合が中心となり、有機茶の生産が行われています。全国的にお茶需要が停滞する中、多様化するニーズに合わせた事業展開が求められます。

そのほか、都松地区振興協議会を中心にエゴマの生産が行われています。採れた実から搾油したエゴマ油は地域の特産品として販売され、地域の活性化につながっています。

具体的な取組

- ・ 葉たばこ栽培技術や耕作機械などの継承、土壌土層改良(天地返し)による品質・収量の向上
- ・ 葉たばこの生産振興(共同作業、施設整備、病害対策など)に対する支援
- ・ 優良農地の確保、荒茶工場の整備、生産基盤整備などによる緑茶飲料原料茶の生産拡大
- ・ 有機抹茶*の需要拡大に対応する原料茶葉(有機碾茶^{てんちゃ}*)の栽培・加工技術の確立
- ・ 多様化するお茶のニーズに合わせた新たな事業展開
- ・ ふるさと納税やうすきブランド認証制度を活用したエゴマ油のブランド化推進



葉たばこ



緑茶飲料用茶園

④畜産

.....現状と課題.....

肉用牛経営においては、高齢化と後継者不足により、戸数は減少していますが、一戸当たりの飼養頭数は増加しています。引き続き増頭への取り組みと飼養管理の改善が求められています。

酪農経営については、労働力不足と乳価の低迷、肉用牛経営への転換などにより皆減し、現在乳用牛は飼養されていません。

養豚経営においては、豚肉価格が高値水準で推移し、安定した経営が行われており、後継者の育成も進んでいます。また、県ブランド豚「米の恵み^{*}」の生産の取組も行われています。今後は、老朽化した畜舎の建て替えや改修が課題となっています。

養鶏においては、全農グループの法人が採卵・肉養鶏の飼養を行っています。

一方で、近年は高病原性鳥インフルエンザ^{*}や豚熱^{*}などの家畜伝染病の国内での発生もあり、防疫対策への取組も重要となっています。

具体的な取組

- ・ 遺伝的能力の評価の高い繁殖雌牛の導入促進
- ・ 県内の肥育牛農家へ向けた県有種雄牛の人工授精による子牛生産
- ・ 農場HACCP^{*}やJGAP^{*}に関する生産者への意識啓発と認証取得の推進
- ・ 老朽化した畜舎の建て替え・改修の支援
- ・ 労働力不足の解消に向けた畜産ヘルパー組織の育成
- ・ 「豊後牛」や「米の恵み」(豚)などの県ブランド畜産物の生産支援
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜衛生管理基準の遵守による家畜伝染病の予防支援
- ・ 家畜診療所での病気治療と疾病予防指導
- ・ 家畜排せつ物の適正な処理と生産された堆肥などの耕種農家への供給



肉用牛共進会



肥育豚

⑤ 特用林産物

.....現状と課題.....

本市の主な特用林産物*は、しいたけ生産となっており、大半が原木しいたけの生産（乾しいたけ）となっています。

しかしながら、生産者の高齢化や担い手不足により、その生産量は減少傾向にあります。今後の課題として、新規参入者の確保や担い手の確保・育成をはじめ、原木しいたけの生産量の増加を確保するためにも、大分県や臼杵市椎茸振興協議会などの関係団体と更なる連携も重要です。

たけのこ生産については、森林所有者の不存在および高齢化が進み、荒廃した竹林が増加していることから、竹林整備を行うことで、里山の再生、優良な竹林へ戻すことが課題となっています。

竹林保全・再生および活用を目的として開催された「うすき竹宵」も臼杵を代表するイベントになり、竹を使用した灯籠やアート作品が制作され、竹は重要な役割となっています。

このような中、本市は大分県の竹林再生事業（優良竹林化）の活用や竹粉碎機の貸し出し事業を推進し、荒廃した竹林について継続して整備できるよう支援を行い、たけのこ生産や竹材の利活用の推進をしていくことが重要です。

具体的な取組

- しいたけ生産量確保のための種駒に対する支援
- 学校給食での利用や子どもたちによる駒打ち体験の実施
- ふるさと納税の返礼品など乾しいたけの更なる利用促進
- 森林資源の循環利用に向けた原木しいたけの生産振興
- 臼杵市椎茸振興協議会との協力によるしいたけの消費拡大の推進
- 県と連携し、品質向上のため必要な施設の導入や機械化による省力化
- 大分県産ブランド「うまみだけ*」の推奨と安定生産への取組支援
- 竹林整備に向けた竹粉碎機の利用促進
- たけのこの生産拡大に向けた竹林整備に対する支援
- 特用林産物の新規開発



竹林整備後の様子



大分県ブランド乾しいたけ「うまみだけ」

3. 新規農産物の導入

.....現状と課題.....

本市の畑作地帯では、ピーマン、かんしょ、葉たばこなどが栽培され、安定的に収益を上げています。しかしながら、国内たばこ市場の縮小を受け、日本たばこ産業（JT）が実施した葉たばこ農家への廃作募集に伴う産地規模の縮小や、他の品目についても今後の需要動向および気象状況などを考慮する中で、新規農作物の導入を検討していく必要があります。

また水田の転作作物として麦、大豆、施設園芸（いちご、にら、トマト）、果樹（キウイ）を栽培し、安定的に収益を上げていますが、米消費量が年々減少し米価が低迷する中、更なる水田活用が求められています。

具体的な取組

- 県および関係機関と連携した新規農産物の掘り起こし
- 生産者の新規農産物への取組支援
- 県、生産者、JAおおいたなどと連携した産地拡大推進品目の振興
- 複合品目*としての導入を見据えた新規農作物の取組支援



4. 農地有効利用の推進

現状と課題

農業者の高齢化や担い手の不足による農業人口の減少などにより、生産活動が低下し、主に条件不利地において耕作放棄地*や遊休農地*が年々増加傾向にあります。

一方、近年ピーマンの新規就農者の増加や規模拡大などにより、畑地かんがい*が整備された条件の良い優良農地については、確保が難しくなっています。

このような状況の中、今後、遊休農地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用促進を図る農地については、担い手への利用集積が必要となっています。

また、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、平成30年5月に臼杵市農業振興地域整備計画*の全体見直しを執行し、優良農地の確保と有効利用の取組を推進しています。

具体的な取組

- 農地中間管理機構などを通じた担い手への農地集積による、遊休農地の発生防止および解消
- 農地利用の最適化を図るため、耕作放棄地解消事業制度を活用した、耕作放棄地の解消
- 農地所有者の高齢化に伴う離農や相続などに伴う非農業者の農地取得による、耕作放棄地の増加を踏まえた、担い手による耕作放棄地の解消および優良農地の維持対策
- 水田の畑地化による高収益な園芸品目などへの生産転換支援
- 農業振興地域制度および農地転用許可制度の適切な運用



田城地区の水田畑地化(基盤整備事業)

3 活力ある農業の振興

将来の臼杵市農業を担う農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者、農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、これら意欲ある担い手に対し支援強化を図りその育成確保に努めます。

地場産業に安定的に供給が可能な品目について検討を行い、作付けを推進するとともに、本計画の実現にあたり、農業者、農業関係団体、県や関係団体と適切な連携を図ります。

施策

1. 担い手・新規就農者・集落営農による活性化
2. 農産物の消費拡大推進
3. 地場産業との連携

施策の進捗を図る指標（ものさし）

指標名	単位	基準値		R4年度	R8年度
		年度		目標値	目標値
新規就農者数※	累計人数	R2	45	65	105
加工用米への転作面積拡大	ha	R2	39.5	43.0	45.0

※農業技術取得のための研修などを卒業した新規就農者の数

1. 担い手・新規就農者・集落営農による活性化

現状と課題

地域の人口減少や高齢化などにより、就業人口が減少する中、臼杵市アグリ起業学校*やファーマーズスクール*の研修制度の整備や市外の方へ向けた就農相談会への参加活動の成果として、50歳未満の世代の新規就農者や企業などの農業参入により、新たな担い手は増加傾向にあります。特に、初期投資を低く抑えることができるピーマンを希望する新規就農者の増加とともに、野津地域は夏秋ピーマンの産地に成長しました。

こうした中、新規就農者は営農経験が浅く、収量が安定しないこともあり、栽培技術の向上を図り、農業経営を安定していくことが重要となっています。また、担い手同士の交流を通して将来の地域を担う経営体の育成が望まれます。

一方、過疎化・高齢化などにより担い手不足が進む地域では、離農や耕作の放棄などによる遊休農地が増えており、集落単位での農地利用の合理化や機械・施設の共同利用など効率的な生産体制への取組が必要となっています。現在、認定農業者などが農業設備などの共同利用組合を設立してこうした農地の管理を請け負い、遊休農地の解消と集約化に取り組んでいます。

具体的な取組

- ・ 県、JAおおいた、農林振興公社など関係機関と連携した経営安定化や発展のための継続した支援
- ・ 研修期間や就農初期における経営の支援
- ・ 臼杵市アグリ起業学校やファーマーズスクールなどの研修制度の充実
- ・ 農業制度資金の利用に係る指導・助言
- ・ 女性就農者確保のための支援
- ・ 臼杵市認定農業者協議会「魁の会」*や臼杵市農業後継者「二葉会」*への支援による交流の促進
- ・ 農業参入を希望する企業などへの支援および参入後の継続した支援
- ・ 集落営農組織や機械共同利用組合の設立で必要な機械設備などの支援



農業研修の様子



臼杵市農業後継者「二葉会」による臼杵子ども塾の様子

2. 農産物の消費拡大推進

現状と課題

大分県のブランドである「大分ピーマン」や「甘太くん」（かんしょ）、「大分かぼす」は本市農業の基幹品目であり、本市が主力産地となっています。

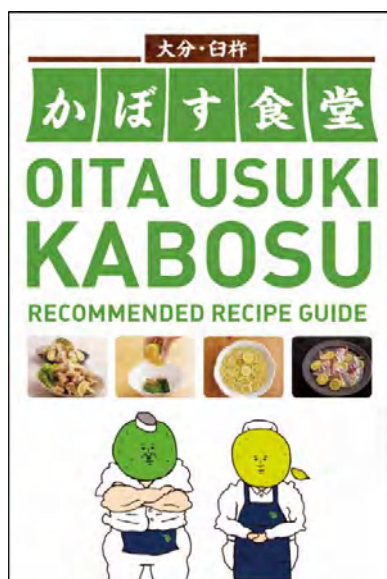
ピーマンについては、令和2年産販売額が10億円、かんしょも販売額が4億円を超えるなど、年々、生産量の増加とともに消費も拡大しています。

カボスについては、市内外で開催される各種イベント（うすき竹宵、目黒区民まつり、気仙沼市産業まつりなど）での消費宣伝活動など臼杵市カボス振興協議会が大分県カボス振興協議会と連携しながら消費拡大推進活動を行っています。また、「大分かぼす」は平成29年に地理的表示（GI）保護制度*に登録されました。

加工所・直売所の取組を拡大していくためには、農業者と地域の様々な事業者などが結びつきを強め、販路の開拓や消費者のニーズに即した商品販売などを行うことが必要です。また取組を地域の活性化などにつなげていくためには、地域の創意工夫により、地域が持つ魅力を最大限に活かした取組を進めることが求められています。

具体的な取組

- ・大分県やJAおおいたと連携した、出荷先での消費拡大宣伝活動
- ・ふるさと納税やうすきブランド認証制度*を活用した地場農産物の加工推進
- ・カボスの販売促進、消費拡大対策
- ・新商品の開発や品揃えの充実による加工所・直売所の活性化



カボスのPR小冊子「かぼす食堂」



目黒区民まつりでの販売の様子

3. 地場産業との連携

現状と課題

本市の基幹産業である醸造業・酒造業などの地場産業から、地元農作物の供給を望む機運が高まっています。

本市では、醸造業や酒造業に必要な大豆・米・麦・かんしょを栽培しており、地場品目を活用した焼酎、純米酒や加工品などが販売されています。

純米酒の原料として使われる酒米・加工用米などは、必要とされる供給量について酒造業者と協議を行い、集出荷事業者や農業者に生産量の拡大を依頼することで、供給量の調整と確保を行っています。

しかし、農作物の品種によっては、生産量や栽培技術などの問題から、需要に対して十分に供給ができていない状況にあり、生産者や事業所と一体となった生産量の検討などが課題となっています。

具体的な取組

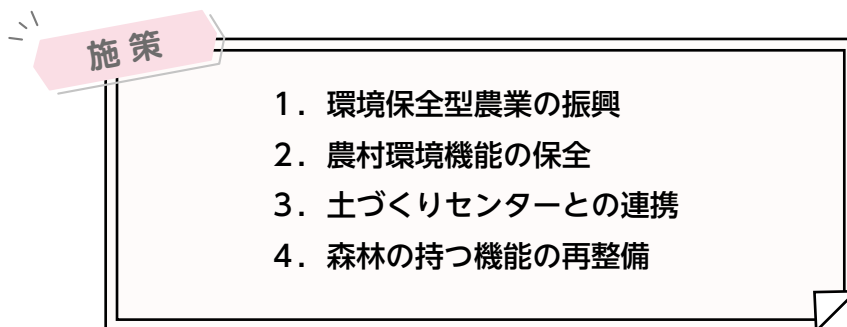
- ・ 加工用原料として地場産業から供給要望のある品目の作付け推進
- ・ 国・県の交付金を活用した加工用農産物・業務用米などの生産量確保
- ・ 農作物の地場産業への活用促進のため農業者や生産組織との協議
- ・ 地場産業からの加工用農産物の供給要望に対する生産者や関係機関と連携した供給体制の構築



4 環境に配慮した農業の推進

本来の健全な田畑に戻していくための「うすき夢堆肥」による「土づくり」に重点を置いた施策の展開を図り、有機農業に取り組みやすい環境づくりを行います。

また、農村の持つ多面的機能を維持するため、農村環境の保全に努めるとともに森林の持つ多面的機能の維持に向け、森林環境の回復、増進を図ります。



施策の進捗を図る指標（ものさし）

指標名	単位	基準値		R4年度	R8年度
		年度		目標値	目標値
竹林整備面積【累計】	ha	R2	18	22	30
森林の多面的機能の維持・増進のための市有林整備面積【累計】	ha	R2	349	479	799
夢堆肥の生産量	t	R2	1,780	1,700	1,800

1. 環境保全型農業の振興

現状と課題

環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能*を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です。

本市では平成22年「臼杵市土づくりセンター」を開設し、完熟堆肥「うすき夢堆肥」の供給体制を確立し、運営と販売を行ってきました。

「うすき夢堆肥」などを使用し生産された「ほんまもん農産物」の安全・安心はもとより化学肥料・化学合成農薬を使用しないことで環境負荷の軽減と生物多様性の向上などSDGs（持続的な開発目標）に貢献しています。

土づくりセンター開設から10年が経過し、市民（市内農家）に対しての周知も行き届き、堆肥の生産・供給も順調に推移してしまいましたが、近年では需要に供給が追いつかない状況となっています。

今後は生産量を拡大するため生産工程の見直しや第2工場建設などの検討をする必要があります。

具体的な取組

- ・ 環境負荷の軽減の取組により、農業の多面的な機能の一つである資源循環や自然環境の保全促進
- ・ 土づくりと有機資源の循環利用の促進
- ・ 安定的な品質管理および生産量確保を行うための技術向上対策



臼杵市土づくりセンター



うすき夢堆肥



2. 農村環境機能の保全

現状と課題

本市は過疎地域に指定されており、多くの自治体と同様に過疎化・高齢化が進んでいます。そのため、農村住民に対する農村環境整備の負担が増えています。

このような中、農村集落が実施してきた草刈り、水路の泥上げ、軽微な修繕作業などを実施することが難しくなっており、農村の持つ多面的機能の保全が求められています。

また、環境問題に対する関心も高まる中で、本市における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全などに積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動が求められています。

営農活動において発生する農業用廃資材（農ポリ・農ビ・農薬容器など）については、適正に処理することが求められています。本市では、関係機関と「臼杵市農業用廃資材適正処理推進協議会」を設置し、農業者からの円滑な回収とリサイクル業者での処理を推進しています。

具体的な取組

- ・多面的機能支払交付金*、中山間地域等直接支払交付金*の活用による農地や水路などの維持保全
- ・環境保全型農業直接支払交付金*の活用による環境保全に効果の高い営農活動の推進
- ・制度を活用した多様な活動への総合的支援
- ・農業用廃資材の適正処理へ向けた啓発・推進



地域の組織による環境保全活動



農業用廃プラスチックの回収作業

3. 土づくりセンターとの連携

現状と課題

現在、国土の27%を占める人工森林は危機的な状況です。大部分が手入れ不足の放置林で土を作らず、土を流し、二酸化炭素の吸収能力は衰えて環境を破壊しているとも思われます。外からは緑豊かな森林のように見えますが、手入れされていない人工林は、大部分が森林の中は真っ暗で杉や桧以外の草木がほとんどなく、痩せこけた砂漠のようになっています。

一方、集落近くに位置する里山では、雑木に加えて竹林の侵食が進み森林のもつ多面的機能は完全に失われているのが現状です。そのため、竹は中山間地域の身近な資源として長年にわたり様々な分野で利活用されてきましたが、高度経済成長に伴う生活様式の変化やグローバル化による安価な製品の輸入などにより竹林・竹材利用の激減、更に、管理してきた竹林所有者の高齢化や後継者不足などに伴い管理されない放置林が急増し“社会問題”ともなっています。

このため、本市では、健全な森林資源の維持増進を目的として、間伐などの整備を推進し、未利用材については、土づくりセンターの原材料など、新たな有効活用に向けた体制づくりが必要だと考えています。

また、竹林では、放置により竹が密生し、枯れ竹も混じり荒廃させており、竹が周辺の山林に侵入し、急速に拡大が進行しています。竹林整備の一環として、竹粉碎機を購入し、各地域や企業、農家に貸し出し、竹林整備に役立てています。

なお、「うすき竹宵」では、毎年何万本もの竹を切り出し、竹宵オブジェなどに加工され、竹宵終了後には、土づくりセンターに搬入され、堆肥の原料として、有効活用されています。

今後、市内の放置林減少に向けて、竹林整備で搬出された竹を堆肥の原材料として活用できるような調査、研究も進めていく必要があります。

具体的な取組

- ・ 間伐材を土づくりセンターの原料として積極的に活用
- ・ 広葉樹などを主体とした里山の再生
- ・ 竹材やしいたけ栽培で使用されたほだ木などの有効活用を推進

4. 森林の持つ機能の再整備

.....現状と課題.....

森林は、多面的機能（国土の保全、水源涵養、地球温暖化防止、木材の生産など）を有した大切な資源で、地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として、現在、SDGs（持続可能な開発目標）への関心が高まりをみせており、森林・林業・木材利用に関わる活動に注目が集まっています。本市でもSDGsと森林・林業・木材産業との関係性を整理するとともに、持続可能な森林づくりを目指すことが重要と考えています。

現状の森林では、林業従事者の高齢化や後継者不足により、森林の整備が行き届いておらず、土壌が失われ土砂崩れが起りやすい状態の森林や、間伐などの森林整備を行っても、木材価格の低迷により利益が出ないことから未整備（手入れ不足）の森林が増加している状況です。

そのため、本市では、「100年先を見据えた森林づくり」を推進し、循環型社会*の構築を目指しています。

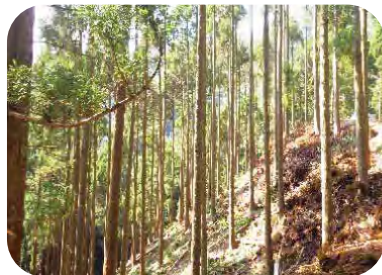
中でも水資源は、森林に降った雨が、地下に浸透し保水され、ゆっくりと時間をかけて川に流れ、市民の生活用水や農業用水となります。

その後、ミネラル豊富な水が海に注がれ豊かな自然を循環することとなります。

そのため、この循環の維持増進を行い、持続可能な農業の発展に向けて、森林整備を行うことが重要となります。

具体的な取組

- 森林の持つ多面的機能や循環型社会に関心を持ってもらえるよう森林環境教育の実施
- 100年先を見据えた森林整備の推進
- 森林環境譲与税*を活用した未整備森林の整備
- 森林所有者の安定経営のため、木材搬出用の中間土場の整備



整備後の市有林



搬出用木材の集材



西中学校林での森林教育の様子

第4章 計画の推進にあたって

1 推進体制

本計画は、「ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例」（以下、「条例」と言う。）に掲げる目的を達成するため、基本理念に基づき、市、農業者、農業関係団体、市民、事業者がそれぞれの責務を認識し役割を果たしていくことが重要です。

また、食と農業に関する施策の実施にあたっては、農業者、農業関係団体、市民および事業者並びに国および県と適切な連携を図ることも必要です。

本市は、こうした関係者との連携を図りながら、取組に対して重点的に支援するとともに効果的、効率的に事業を実施していきます。

【農業者】

- 1 自然環境との共生に積極的に取り組みながら安心安全な農産物の安定的な供給に努めるとともに、自らが農村における地域づくりの主体であることを認識し基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。
- 2 市に対し地域の食と農業に関する施策を提言し、市が実施する施策への協力に努めるものとする。
- 3 市民に対し地域の食と農業に関する情報提供を行い、市民との交流を深めることにより農業および農村の振興に取り組むよう努めるものとする。

【農業関係団体】

- 1 農業を営む者および農業経営に意欲のある者が効率的、安定的な農業経営ができるよう、生産、流通、その他必要な施策を講じるよう努めるものとする。
- 2 市に対し地域の食と農業に関する施策を提言し、市が実施する農業振興施策に参加し、協力するよう努めるものとする。

【市民】

食と農業の果たす役割、重要性について理解を深め、地場農産物の積極的な消費に努めるとともに、農業および農村の体験、自然学習への参加などにより農業者との交流を深め、市の農業振興に協力するよう努めるものとする。

【事業者】

安心で安全な食品を消費者に供給するとともに、地場農産物の利用およびその事業活動において市の農業振興に協力するものとする。

2 進行管理

本計画に位置付けられた各種施策の進捗や成果を年度ごとに把握し、達成状況や新たな課題などについて、臼杵市農業振興会議（市、大分県、農業委員会、大分県農業協同組合、臼杵市環境保全型農林振興公社、野津土地改良区、大分県たばこ耕作組合）で共有し、それを踏まえて検証し、主要な施策について条例第11条の規定により、事務事業評価により市議会へ報告します。



卷末資料



ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例

平成22年3月2日

条例第1号

近年、農産物の残留農薬や食品の偽装表示、食料自給率の低下など、全国的に食に関する大きな問題が表面化している。そのような中、環境保全への機運が上昇し、安全で環境に優しい食・農業への国民の関心が高まりを見せ、有機野菜をはじめとする付加価値の高い農産物の生産による魅力ある産業として、農業は大きな転換期を迎えている。

これまで、臼杵市では、温暖な気候風土や地域特性を生かした多種多様な農業が展開され、市民への食料の供給に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、近年は農業従事者の高齢化、農業後継者不足、遊休農地の増加、農産物価格の低迷や生産コストの上昇による所得の減少など、その環境は一段と厳しさを増している。

食は、人が生きていくために一生涯を通して切り離すことができないものであり、我々は農業を通し大地から農産物の恵みを受けて命を与えられている。明日の臼杵市を考えると、市内農業の発展を抜きにして考えることはできない。

“市民が必要とする安全な農産物が安定的に供給され、ひいては全市民が健康で生活していくことに喜びと誇りを持ち、自立し自信にあふれる生産者と、食と農業に関し高い認識を持つ消費者とが常に強い信頼関係で結ばれ、豊かで健康な人々が住む臼杵市が築かれていく。”

そのような臼杵市農業のあるべき姿（ほんまもんの里）を想い、目指していくためには、生産者、消費者、すべての市民が食と農業の大切さを認識し、各々の立場や役割を理解し、尊重し、協力し合い、臼杵市の農業を魅力ある産業に育てあげる必要がある。

ここにすべての市民がその責務と進むべき方向を確認し、食と農業に関する施策を明らかにすることで、有機の里づくりをはじめとする、安心安全で永続的に発展する臼杵市農業を確立するとともに、市民が健康で安心できる生活の礎を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、食と農業のあり方についての基本理念を定め、市、農業者、農業関係団体、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにすることにより、食料及び農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業に対する市民の理解を深めるとともに、安心・安全な食料の安定供給並びに持続的に発展する農業を確立することで、豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 農業者 自ら農業を営む個人、団体及び法人をいう。
- (2) 農業関係団体 農業及び農村の振興、農産物の生産加工、流通、販売等に係わる諸団体をいう。
- (3) 事業者 食品の加工、製造、販売等を行う事業者をいう。
- (4) うすき・ほんまもんブランド 地域や生産方法等の特性を活かし、生産・加工された農産物の高付加価値等により、市の農産物を他産地に誇れる地域産品に位置付けるものをいう。

(基本理念)

- 第3条 安心で安全な農産物の安定的な生産・供給体制が構築されなければならない。
- 2 食と農業の重要性について市民の理解が深められなければならない。
 - 3 農地、農業用水その他農業資源及び担い手が確保され、自立し、かつ、持続発展する農業の確立が図られなければならない。
 - 4 自然環境と調和した有機農業の促進が図られなければならない。
 - 5 食の安全、農業の発展、環境負荷の低減等の観点から、地産地消の促進が図られなければならない。
 - 6 国土の保全、水源涵養、良好な景観形成及び都市部との交流等、農村が持つ多面的な機能が十分発揮できるようにしなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、食と農業に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、食と農業に関する施策を実施するにあたっては、農業者、農業関係団体、市民及び事業者並びに国及び県と適切な連携を図らなければならない。

(農業者の責務)

- 第5条 農業者は、自然環境との共生に積極的に取り組みながら安心安全な農産物の安定的な供給に努めるとともに、自らが農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。
- 2 農業者は、市に対し地域の食と農業に関する施策を提言し、市が実施する施策への協力に努めるものとする。
 - 3 農業者は、市民に対し地域の食と農業に関する情報提供を行い、市民との交流を深めることにより農業及び農村の振興に取り組むよう努めるものとする。

(農業関係団体の責務)

- 第6条 農業関係団体は、農業を営む者及び農業経営に意欲のある者が効率的、安定的な農業経営ができるよう、生産、流通その他必要な施策を講じるよう努めるものとする。
- 2 農業関係団体は、市に対し地域の食と農業に関する施策を提言し、市が実施する農業振興施策に参加し、協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、食と農業の果たす役割、重要性について理解と関心を深め、地場農産物の積極的な消費に努めるとともに、農業及び農村の体験、自然学習への参加等により農業者との交流を深め、市の農業振興に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第8条 事業者は、安心で安全な食品を消費者に供給するとともに、地場農産物の利用及びその事業活動において市の農業振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

- 第9条 市は、食と農業に関する施策の実施にあたっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、当該施策相互の連携を図りながら推進するものとする。
- (1) 安全で良質な食料の安定的な生産・供給体制の構築を行うとともに、食料自給率の向上を図ること。

- (2) 農地、農業用水その他の農業資源の確保により農業生産基盤の整備を図ること。
- (3) 農産物の生産性・効率性の向上や販路拡大等により、魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- (4) 農業の担い手を育成・確保するとともに、新規参入者等への適切な情報提供、指導・支援等を行うこと。
- (5) 土づくりセンターを中心に良質な有機堆肥の供給体制を構築するとともに、有機農業の推進による「うすき・ほんまもんブランド」を確立し、自然環境と調和した循環型で持続可能な農業の確立を図ること。
- (6) 需要に即した新しい農産物の推進を図ること。
- (7) 地場農産物の消費拡大に向けた情報提供の促進を図ること。
- (8) 遊休農地の解消に努めるとともに、農村における計画的な土地利用の促進及び農村の住環境の整備を図ること。
- (9) 農村の有する環境保全機能や、美しい景観等の保存に努めること。
- (10) 農業関係者の国際交流及び農業による国際協力の推進を図ること。
- (11) 食と農業への正しい理解を深める食育の推進を図ること。
- (12) 消費者と生産者の相互理解を深める地域内交流等、都市と農村の共生を促進すること。
- (13) 地場産業との連携強化により、地場農産物の消費拡大を図ること。
- (14) 森林及び水産資源の保全に関する施策との連携を図ること。
- (15) その他、市の食と農業の振興に必要な施策の推進を図ること。

(基本計画の策定)

- 第10条 市は、第4条第1項の施策を総合的かつ計画的に推進するため、食と農業に関する基本計画を定めるものとする。
- 2 市は、前項の基本計画に食と農業に関する施策の基本的事項を定め、必要に応じ見直しを行うものとする。
 - 3 基本計画の策定、見直しにあたっては、農業者、農業関係団体、市民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(報告)

- 第11条 市は、市議会に食及び農業に関して講じた施策並びに基本計画の進捗に関するもののうち主なものについて報告をしなければならない。

(委任)

- 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。

ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画策定委員会設置要綱

制定 平成29年3月31日

改正 令和3年4月1日 臼野農第0401071号

(設置)

第1条 臼杵市は、ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例（平成22年臼杵市条例第1号。以下「条例」という。）で定める目的を達成するため、計画の基本的な方針を策定することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる計画の試案を検討し、その結果を市長に提出するものとする。

- (1) 計画の骨子に関すること。
- (2) 基本施策に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会代表
 - (2) 認定農業者代表
 - (3) 農業委員会代表
 - (4) 大分県農業協同組合南部事業部の代表
 - (5) 臼杵市食生活改善推進協議会代表
 - (6) 事業者代表
 - (7) 消費者代表
 - (8) 臼杵地域及び野津地域農業生産部会の各代表
 - (9) 農業後継者組織「二葉会」代表
 - (10) ほんまもん農産物推進ネットワーク代表
 - (11) 臼杵市商工・観光・農林水産業担当食文化創造都市推進特命政策監
- 2 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。
- 3 委員会の運営を円滑に進めるため、作業部会を置く。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林振興課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第2次ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画 策定委員会名簿

【策定委員会役職】

委員会職名	氏名	所属
委員長	大塚 州章	臼杵市議会
副委員長	小橋 勇二	臼杵市農業委員会

【策定委員会委員】

氏名	所属
内藤 康弘	臼杵市議会
渡邊 賢典	認定農業者協議会「魁の会」
吉田 伸一郎	大分県農業協同組合南部事業部
阿部 多恵	臼杵市食生活改善推進協議会
久家 里三	株式会社 久家本店 事業者代表
多々良 麻子	消費者代表
後藤 聖憲	大分県農業協同組合南部事業部野津町甘藷生産部会
日名子 伴介	大分県農業協同組合南部事業部臼杵市いちご生産部会
大家 めぐみ	臼杵市農業後継者組織「二葉会」
藤嶋 祐美	ほんまもん農産物推進ネットワーク
佐藤 一彦	臼杵市商工・観光・農林水産業担当食文化創造都市推進特命政策監

【策定委員会オブザーバー】

氏名	所属
石井 修三	大分県中部振興局農山漁村振興部

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）

～我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上と食料安全保障を確立**

施策推進の基本的な視点

- ✓ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ✓ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ✓ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ✓ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ✓ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ✓ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ✓ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ✓ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展
 農林水産物・食品輸出額 4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)
 生産農業所得 2,896億円(2014) → 3,5兆円(2018)
 若者の新規就農 18,800人/年(09～13平均) → 21,400人/年(14～18平均)

国内外の環境変化
 ① 国内市場の縮小と海外市場の拡大
 ・人口減少、消費ニーズの多様化
 ② TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
 ③ 頻発する大規模自然災害、新たな感染症
 ④ CSF(豚熱)の発生、ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化
 農業就業者数や農地面積の大幅な減少

これまでの食料・農業・農村基本計画

- 食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定
- 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
-------	-------	-------	-------

※ おおむね5年ごとに見直し

目標・展望等

食料自給率の目標

【カロリーベース】 37% (2018) → **45%** (2030) 【生産額ベース】 66% (2018) → **75%** (2030)
(食料安全保障の状況を評価) (経済活動の状況を評価)

【飼料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)

【食料自給率】 飼料自給率を反映せず、**国内生産の状況を評価するため新たに設定**
 <カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018) → 79% (2030)

食料自給力指標（食料の潜在生産能力）

農地面積に加え、**労働力も考慮した指標**を提示。また、新たに**2030年の見直し**も提示

【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保

(2019) 439.7万ha → (2030) 414万ha
(すつ差：392万ha ※ 農地も確保される見込み)

農業構造の展望
(農業労働力の確保)

(2015) 208万人 → (2030) 140万人
(すつ差：131万人 ※ 2030年の目標値は推定)

農業経営の展望

- ① 37の経営モデルを提示
- ② 小規模でも安定的経営を行う農地維持等に寄与する事例を提示

講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保

- **新たな価値の創出**による需要の開拓
- グローバルマーケットの戦略的な開拓
(農林水産物・食品の輸出額；5兆円を巨指す(2030))
- 消費者と食・農とのつながりの深化
- **食品の安全確保と消費者の信頼の確保**
- 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
- TPP等**新たな国際環境への対応**、今後の国際交渉への戦略的な対応

3. 農村の振興

- 地域資源を活用した**所得と雇用機会の確保**
(複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環等)
- 中山間地域等をはじめとする**農村に人が住み続けるための条件整備**
(ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策等)
- 農村を支える**新たな動きや活力の創出**
(地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル等)
- 上記施策を継続的に進めるための**関係府省で連携した仕組みづくり**

6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

施策の推進に必要な事項

- ① 国民視点・現場主義に立脚、② EBPmの推進・「プロジェクト方式」による進捗管理、③ 効果的・効率的な施策の推進、④ 行政手続のデジタルトランスフォーメーション、⑤ 幅広い関係者・関係府省との連携、⑥ SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進、⑦ 財政措置の効率的・重点的運用

2. 農業の持続的な発展

- **担い手の育成・確保**
(法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進等)
- **多様な人材や主体の活躍**
(中小・家族経営、農業支援サービス等)
- **農地集積・集約化と農地の確保**
(人・農地プランの異質化、農地中間管理機構のフル稼働等)
- **農業経営の安定化**
(収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進等)
- **農業生産基盤整備**
(農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備)
- **需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化**
(品目別対策、農作業等安全対策の展開等)
- **農業生産・流通現場のイノベーションの促進**
(スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等)
- **環境政策の推進**
(気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進等)

4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

5. 団体に関する施策

7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

みどりの食料システム戦略（親編）

みどりの食料システム戦略（概要）

令和3年5月
農林水産省

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメーカーキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減



農林水産業や地域の将来も
見据えた持続可能な
食料システムの構築が急務

経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマゴロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現



戦略的な取組方向

- 2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
- 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
- ※政策手法のグリーン化：2030年までに技術開発の対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を進捗を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスプログラムアライアンス要件を充実。
- ※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

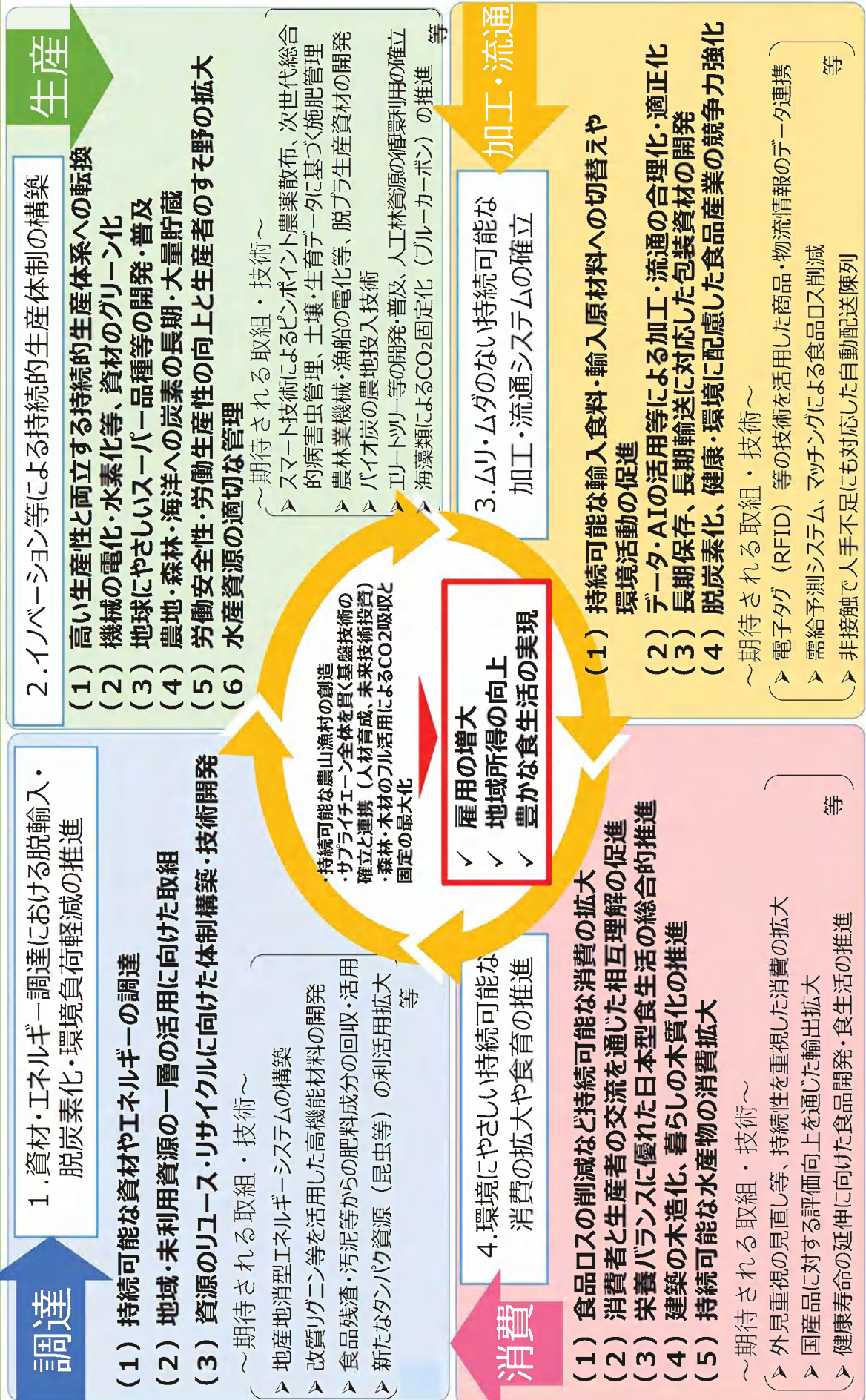
- 社会** 国民の豊かな食生活
地域の雇用・所得増大
・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- 環境** 将来にわたり安心して喜ばせる地球環境の継承
・環境と調和した食料・農林水産業
- 経済** 持続的な産業基盤の構築
・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会



アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメーカーキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～



「おおいた農林水産業活力創出プラン2015（改訂版）」のアウトライン

「おおいた農林水産業活力創出プラン2015（改訂版）」のアウトライン

基本目標 「挑戦と努力が報われる農林水産業の実現」「安心して

農林水産業を巡る 10の潮流

- ① 少子高齢化・人口減少社会の本格化
- ② グローバル化の加速
- ③ 労働力不足の顕在化
- ④ 産地間競争の激化
- ⑤ 消費者ニーズの多様化
- ⑥ 先端技術の発展
- ⑦ モーダルシフトの進展
- ⑧ 多発化・大規模化する自然災害
- ⑨ SDGs（持続可能な開発目標）への対応
- ⑩ 国の農林水産業政策の転換等

I 構造改革の更なる加速

- ① 水田の畑地化による高収益な園芸品目等への生産転換
 - 担い手の営農形態等に応じた園芸品目の導入促進
 - 排水対策や土壌改良など品目に適した農地整備の推進
 - リース事業の拡充などによる初期投資の負担軽減
 - 資材費等の助成など園芸品目への転換リスクの軽減
 - 機械化一貫体系の導入等による大規模園芸産地の育成
 - 大分青果センターやRORO船等を活用した販売力等の強化
- ② 全国トップレベルの肉用牛産地づくり
 - 繁殖雌牛・肥育牛の増頭等による生産基盤の強化
 - 枝肉重量・肉質等を高める繁殖・肥育技術指導の強化
 - ヘルパー制度の拡充等による作業外部化の推進
 - ゲノム育種価評価等を活用した高能力牛の造成
 - SGS等の広域供給などによる飼料コストの低減
 - サポーターショップの拡充等によるおおいた和牛の認知度向上

II マーケットインの商品づくりの加速

- ① マーケットニーズに対応した流通・販売力の強化
 - 大分青果センターなど県域流通拠点の活用による効率的な流通体制の構築と拠点市場のシェア拡大
 - SNS等を活用した県産農林水産物の魅（味）力発信
- ② 新たなマーケットの創造
 - 食品企業等と連携した産地づくり（加工・業務用ニーズへの対応等）
 - 乾しいたけのうま味や機能性等を生かした「うまみだけ」のブランド展開
 - 潜在的ニーズに対応した新商品の創出（健康、美容、香料等）
- ③ 産地間競争に勝ち抜く生産力の強化
 - ベリーツや甘太くんなど園芸戦略品目の生産拡大と高品質化
 - ほ場の大区画化や先端技術の導入等による水田農業の生産性向上
- ④ 安全・安心な商品の供給体制の充実
 - 有機農産物の県域での大ロット・安定出荷体制の確立
 - JGAPの取得促進、家畜伝染病に対する防疫体制の強化
- ⑤ 新たな需要を獲得する戦略的な海外展開
 - 日田梨や完全養殖クロマグロ（生鮮）などの輸出相手国・量の拡大
 - 輸出に向けた商品開発やトライアル輸出などへの支援

III 産地を牽引する

- ① 将来を担う稼ぐ経営体の
 - 就農学校や林業アカデミー、
 - 金融機関等と連携した幅広
 - 集落営農組織の園芸品目導
 - 女性の新規就農に向けた研修
 - おおいた農業経営相談所に
- ② 農林水産業を支える多様
 - 地域農業経営サポート機構等の推進
 - 女性が就業しやすい労務管
 - 農福連携の拡大に向けた福
 - 在留資格「特定技能」など
 - 移住就農希望者向けの農地
- ③ 経営体を支えるシステム
 - 大規模集出荷や輸出に対応
 - 画像解析による生育診断技術
 - 温暖化に対応した栽培管理技
 - 農業経営収入保険制度や災

1 おおいた農林水産業活力創出プラン2015（改訂版）

暮らしていける魅力ある農山漁村づくり」をめざして

③ 循環型林業の確立による林業・木材産業の成長産業化

- ▶ 主伐・再造林の一貫施業を担う中核林業経営体の育成
- ▶ 施業集約化や路網整備、高性能機械による作業の効率化
- ▶ 苗木生産基盤の整備やスギコンテナ苗の増産体制の確立
- ▶ 高品質乾燥材などの加工・供給体制の整備
- ▶ 木材加工流通業者等が連携したサプライチェーンの構築

④ 水産業の資源管理の強化と成長産業化

- ▶ 資源管理の公的・自主規制の徹底と種苗放流の拡大
- ▶ 赤潮対策や飼料改良による養殖魚の安定生産・高品質化
- ▶ 県内宿泊施設や関東圏等での県産魚の利用・流通拡大
- ▶ フィレ加工など産地加工体制の機能強化と規模拡大

⑤ スマート農林水産業の実現

- ▶ モニタリングシステム等による収量・品質の高位平準化
- ▶ ドローン等による資材運搬や管理作業などの省力化
- ▶ 牛の繁殖管理システム等による収益性・生産性の向上

総合指標

「農林水産業による創出額」

農林水産業産出額

+

加工等による付加価値額

+

日本型直接支払制度交付金等

項目	基準値	現状値	目標値
	H25	H29	R5
創出額	2,134億円	2,214億円	2,650億円
産出額	1,848億円	1,870億円	2,259億円
付加価値額	194億円	235億円	278億円
交付金等	92億円	109億円	113億円

担い手の確保・育成

確保・育成

漁業学校など研修制度の拡充
い企業誘致活動の展開
入や法人化等による経営発展
体制の構築、女性農業経営士の育成
による伴走型での経営改善支援

な人材の活躍

による高齢者などの雇用マッチング

理や就業環境づくり等の推進

社施設等との連携促進

による外国人材の受入体制の整備

確保や空き家情報等の発信

の強化

した鮮度保持・輸送技術の開発
の開発や病害虫発生予察の精度向上
術の開発・普及、赤潮予察の精度向上
害補償制度等の活用促進

Ⅳ 元気で豊かな農山漁村づくり

① 豊かな地域資源を活用した価値の創出

- ▶ 観光業等との連携などによる農林水産業の魅力発信
- ▶ おおいた型放牧、飼料生産や林地化等による耕作放棄地の活用
- ▶ 森林環境譲与税の有効活用による経営放棄森林の適切な整備
- ▶ 全国育樹祭の大分開催、企業等と連携した県民総参加の森林づくり
- ▶ 干潟域での貝類養殖、無給餌で環境に優しい海藻類の増養殖の推進

② 地域で育む農山漁村づくり

- ▶ 地域農業経営サポート機構の拡充、直売所の活性化に向けた支援
- ▶ 水路・農道や棚田等の維持保全に向けた日本型直接支払制度の活用

③ 安全で効率的な生産環境の整備

- ▶ ほ場の再整備等による区画拡大、ICT活用による水管理等の省力化
- ▶ 農業水利施設や治山施設、漁港施設などの長寿命化と計画的な更新
- ▶ ため池の計画的な改修・廃止やハザードマップの整備
- ▶ 渓流沿いや急傾斜地等の広葉樹林化などによる災害に強い森林づくり

④ 鳥獣害対策の効果的な推進

- ▶ 予防・集落環境対策、捕獲対策、狩猟者確保対策、獣肉利活用対策の拡充による総合的な鳥獣害対策の展開

第2次臼杵市総合計画～後期基本計画～（抜粋）

IV-11-19 農林業の経営基盤強化と担い手育成

5年後のめざす姿

「地域の農地は地域で守る」という意識を高め、継続的に就農者の確保や農地集積を図り、集落単位の農業の強化を図ります。農業後継者グループの育成や農業・農産物に関する啓発活動など、地域の実情に応じた生産性の向上や安定的な農業収入の確保をめざします。

林業においては、健全で豊かな森への整備促進を図りながら効率的な施業につなげることで、森林所有者の所得向上と森林整備への意欲増進をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国・県は企業の農業参入や新規就農支援などで農業規模を拡大できるよう、遊休農地の発生防止のため、農地の集積及び水田の畑地化を推進しています。
- 森林整備の団地化の促進と、手入れの行き届いていない森林の整備を推進しています。林業の担い手育成については、資格取得や教育実習の研修を行っています。

【臼杵市の状況】

- 「ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」に基づき、水稻、ピーマン・甘藷・ニラ・トマト・イチゴなどの野菜、カボスなどの果樹・花き、葉たばこ・茶などの工芸作物、畜産の生産性の向上・販売促進・収益性の向上に努めています。
- 農業者の高齢化や担い手の不足に伴う遊休農地の増大が懸念されています。
- イノシシやシカなどの被害による生産意欲の低下を軽減するため、防護柵の設置や捕獲などの対策を進めています。
- 林業においては、手入れの行き届かない荒廃した山林・竹林が増加し、生産の場としての山林が減少しています。
- 認定農業者や集落営農組織の育成及び新規就農者を確保しながら、農地中間管理機構²²を通じた担い手への農地集積を加速化する必要があります。
- 有害鳥獣被害対策として捕獲により個体数を減少させるとともに、今後も引き続き防護柵の設置を行うことにより、農作物被害の軽減を図る必要があります。
- 各林業事業体の経営計画を継続させるとともに、一方で自ら山の手入れを行う山主や、山の仕事に関心を持つ市民を増やすため、研修や講習会などの啓発活動により、森林の整備促進を図る必要があります。

施策の主な課題

- ① 担い手不足の解消
- ② 遊休農地の発生防止及び解消
- ③ 有害鳥獣被害対策
- ④ 山林・竹林の再生
- ⑤ 農業・農産物の啓発



²² 農地の所有者から農地を一時的に借り受けて、規模拡大をめざす農業者に貸し出す組織。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 農業の担い手を育成する組織などの会合に出席します。
- 農業や農地の保全に対する意識を養います。
- 子どものころから農業体験により農業に親しみ、農業への理解を深めます。
- 地産地消を意識し、地元で生産されたものを買って食べます。
- 農業者は、後継者育成のために知識や技術を伝承します。
- 森林所有者は、森林整備に対する意識を養います。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 農地の集積や農作業受委託などの地域の共通認識を高め、地域の農地は地域で守ることに努めます。
- 集落ごとに有害鳥獣の追い払い対策を行います。
- 森林整備の施業コストの削減をするため、団地化の拡大を行います。

【公助:行政が支援すること】

- 新規就農者育成の推進
農林業技術取得のための研修等により、新規就農者の育成を図ります。
- 農業後継者グループ育成の推進
農業後継者グループの育成により農業振興を図ります。
- 遊休農地の発生防止及び解消の促進
中間管理機構を通じた担い手への農地集積により、遊休農地の発生防止及び解消を図ります。
- 有害鳥獣対策の強化
防護柵の設置支援及び猟友会による追い払い対策の強化により、有害鳥獣被害の軽減に努めます。
- 山林・竹林再生の啓発
林業分野への就業希望者を対象に、林業の知識や技術を習得できる研修会に参加することにより、後継者育成を図ります。
優良竹林化への対策として、竹林整備に対する啓発を行います。
- 地産地消・食農教育の推進
消費者に対する農業・農産物についての学習会や啓発活動を行い、地産地消・食農教育を推進します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成 30)年度)	目標 (2024(令和 6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	新規就農者数【累計】	34 人	84 人	農林業技術取得のための研修等卒業生の新規就農人数
2	中間管理機構を通じた利用権設定面積【累計】	140ha	240ha	認定農業者・認定新規就農者への新規の利用権設定(農地の賃貸借契約)面積
3	有害鳥獣被害を軽減させるための防護柵設置距離【累計】	380km	480km	防護柵の設置距離
4	竹林整備面積【累計】	16ha	26ha	竹林整備面積
5	食農教育の推進(学習会)及び植付・収穫体験実施回数	50 回 (2019(令和元)年度)	75 回	学校や個人を対象とした学習会の実施回数

施策の展開に係る個別計画

- ほんまもの里みんなでつくる白杵市食と農業基本計画(2012(平成 24)年 6 月～2022(令和 4)年 3 月)
- 白杵市森林整備計画(2017(平成 29)年 4 月～2022(令和 4)年 3 月)

IV-11-20 「有機の里うすき」の実現

5年後のめざす姿

「うすき夢堆肥」による「土づくり」に重点を置いた有機農業に取り組みやすい環境を整備し、生産者と消費者がともに「食」に関する重要性の理解を深めます。白杵市長が認証する「ほんまもん農産物」²³(以下「ほんまもん農産物」)や「有機 JAS 認証による農産物」²⁴(以下「有機農産物」)を、気軽に手に入れることができる環境をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 「有機農業の推進に関する法律」により国及び地方公共団体は、有機農業に関する施策を実施する責務を有するとされており、現在は、「有機農産物安定供給体制の構築」「有機農業・環境保全型農業の拡大」を優先課題として取り組んでいます。

【白杵市の状況】

- 土づくりセンターを有機農業の核となる施設と位置づけ、「有機の里うすき」の確立に取り組んでいます。ほんまもん農産物生産者数は担い手育成の取組などにより増加傾向にあり、市民への「ほんまもん農産物」認知も進んでいます。
- 国や県も「有機農業」に関する施策の充実を図っていることから、「食」に関する住民ニーズも高まると想定されます。これらを見据えて、安定的な生産体制・栽培技術の向上・販路構築が必要です。

施策の主な課題

- ① 「ほんまもん農産物」の理解促進
- ② 学校給食の「ほんまもん農産物」使用率の向上
- ③ 有機農業の担い手育成・確保



²³ 完熟堆肥「うすき夢堆肥」で土づくりを行った圃場で、栽培期間中に化学肥料・化学合成農薬を使わずに栽培した農産物。白杵市が生産工程記録を審査し白杵市長が認証した農産物。

²⁴ 化学合成農薬や化学肥料に頼らず土壌の持つ力を活かして環境への負荷をできる限り少なくする農法に基づいて生産された農産物。国の認可した第三者機関が証明した農産物。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 後継者育成のために知識や技術を伝承します。
- 地元の「ほんまもん農産物」や有機農産物を消費します。
- 生産者は化学肥料や化学合成農薬に依存せずに農作物をつくります。
- 「ほんまもん農産物」や有機農産物に関連したイベントに積極的に参加します。
- 有機農業に関する理解を深めます。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 「ほんまもん農産物推進ネットワーク」組織の活動を活発にします。
- 生産者・消費者・加工業者・流通業者・販売業者の連携を強化します。

【公助:行政が支援すること】

- 「うすき夢堆肥」安定生産の推進
有機農業に取り組みやすい環境づくりとして、必要な良品の「うすき夢堆肥」の安定生産のため管理体制の明確化に努めます。
- 有機農業の担い手育成・確保
有機農業の担い手育成・確保として、地域おこし協力隊制度²⁵・ファーマーズスクール制度²⁶への支援を行い、経営支援のため環境保全型農業直接支払交付金制度の啓発を行います。
- 新規販路開拓の推進
「ほんまもん農産物」や有機農産物の生産拡大を図るため、先進地の視察や巡回指導等により生産技術の向上を図り、安定的かつ継続的な販路の確立と商談等により新規販路の開拓を推進します。
- 「ほんまもん農産物」の理解・利用促進
 - ・各地で開催される有機農業のドキュメンタリー映画「100年ごほん」上映会の支援及び「旬食フェスタ」などのイベント開催により「ほんまもん農産物」の利用促進と有機農業への理解促進を行います。
 - ・乳幼児健診での「ほんまもん農産物」の試食・PR、市民を対象としたオーナー農園及び児童生徒等を対象とした植付・収穫体験を行います。また、うすきCATV番組「ほんまもんごほん」の放送を行うことにより、地産地消への推進と利用促進を行います。
- 学校給食での「ほんまもん農産物」や有機農産物の利用促進
生産技術の向上や流通システムの構築により、学校給食での「ほんまもん農産物」や有機農産物の使用率向上を推進します。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成30)年度)	目標 (2024(令和6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	「ほんまもん農産物」と有機農産物栽培生産戸数	54戸 (2019(令和元)年度)	80戸	「ほんまもん農産物」及び有機農産物認証生産戸数
2	学校給食での「ほんまもん農産物」と有機農産物の使用割合	12.0% (2019(令和元)年度)	24.0%	学校給食の野菜使用総量に対する「ほんまもん農産物」及び有機農産物の使用割合
3	「ほんまもん農産物」と有機農産物の利用店舗数	20店 (2019(令和元)年度)	50店	「ほんまもん農産物」及び有機農産物取扱店舗数
4	「ほんまもん農産物」及び有機農産物栽培圃場面積	88.1ha (2019(令和元)年度)	100.0ha	「ほんまもん農産物」及び有機農産物栽培面積数

施策の展開に係る個別計画

- ほんまもんの里みんなで作る臼杵市食と農業基本計画(2012(平成24)年6月～2022(令和4)年3月)

²⁵ 着任後一定期間その地域に住みながら、地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う制度。

²⁶ 先進農家を就農コーチとして認定し、新規就農希望者が就農コーチの下で実践研修等を受ける制度。

IV-11-22 うすきブランドの強化と6次産業化の推進

5年後のめざす姿

臼杵の風土・自然循環の中で育まれた資源・食材を活用した特産品を増やし、うすきブランドの強化を図ります。使う人・食べる人のことを考えた魅力ある特産品を臼杵ブランド「うすきの地もの²⁹」として認証する仕組みを拡大します。地場企業や市内飲食店などと連携・協力し、安心安全な臼杵の「食」の魅力を創出し、販路の拡大をめざします。

施策の背景

【国や県の動向】

- 国や県では、6次産業化に関わるさまざまなセミナーや成功例を紹介するなど、6次産業化の推進に取り組んでいます。

【臼杵市の状況】

- 6次産業化をめざす事業者や、既存の特産品をバージョンアップしようと考えている事業者と密に連絡を取り合い、補助金を活用するなどの支援を行い、6次産業化を進めています。
- 販路拡大のためのセミナーなどを開催しています。また、県が主催する6次産業化セミナーの案内を事業者に知らせるなどの情報発信を行っています。商品の販路拡大については、東京などの大市場ではなく、事業者の生産規模などを考慮しながら県内や九州内の市場をターゲットに組み立てています。
- 「うすきの地もの」として認証している特産品の販路拡大の支援を強化していくことが必要です。

施策の主な課題

- ① 「うすきの地もの」の情報発信
- ② 「うすきの地もの」の販売店確保
- ③ 6次産業化の支援
- ④ ほんまもん農産物を活用した加工品、特産品の開発



²⁹ 臼杵産の資源・食材を活用し、使う人・食べる人のことを考え大切に作られた魅力あるこだわりの加工品。

課題解決に必要な取組

【自助:自分で取り組めること】

- 白杵産の農林水産物を積極的に消費します。
- 地元の店舗を積極的に活用します。
- 安心安全な白杵産の農産物・水産物について情報発信します。

【共助:お互いに助け合うこと】

- 農林水産資源を守ります。
- 事業者間で販路拡大について連携します。
- 農林業者・漁業者などの事業者間で連携強化を図ります。

【公助:行政が支援すること】

- 白杵ブランド「うすきの地もの」の情報発信
「うすきの地もの」を中心に、ほんまもん農産物や白杵ん地魚についてホームページや Facebook、市報などを利用し情報発信を行います。作成したパンフレットなどをさまざまな場所に設置し、観光客や市民の目に触れるようにします。
- 白杵ブランド「うすきの地もの」販売店の拡大
「うすきの地もの」の販売ブースを市内のスーパーなどに設置してもらう働きかけを行うとともに、市外の百貨店、スーパーなどで「うすきの地もの」フェアの開催を行っていきます。
- 6次産業化の支援
白杵市の農林水産物を活用した加工品の開発、販売促進に取り組めます。白六オープンラボ³⁰を活用し、加工機器を持たない事業者や団体でも加工品の開発に取り組めるようにします。
- ほんまもん農産物を活用した加工品、特産品の開発
白杵市独自の認証野菜「ほんまもん農産物」を利用した加工品、特産品の開発に取り組めます。「ほんまもん農産物」そのものの販売だけでなく、加工品にすることで、「ほんまもん農産物」を気軽に手にとれない方にも「ほんまもん農産物」の魅力を広げます。白杵ブランド「うすきの地もの」認証をめざすことで、商品の PR、販路拡大に取り組めます。

施策の進捗を測るものさし(指標)

No	ものさし名	現状 (2018(平成 30)年度)	目標 (2024(令和 6)年度)	ものさし(指標)の説明
1	市外でのうすきブランドフェアの開催回数【累計】	4回	15回	
2	うすきの地もの販売店数【累計】	0店	5店	
3	うすきの地もの認証品数【累計】	68品	100品	
4	白六オープンラボの年間利用回数	150回	200回	サーラ・デ・うすき業務報告書

施策の展開に関係する個別計画

- 白杵市有機農業推進計画(2017(平成 29)年 4月～2025(令和 7)年 3月)
- ほんまもんの里 みんなでつくる白杵市食と農業基本計画(2012(平成 24)年 6月～2022(令和 4)年 3月)



³⁰ 地元の農林水産物を活用した新たな加工品の開発や商品化を行うための食品加工施設。

用語解説

数字・アルファベット	
GAP	「Good Agricultural Practice」の略称で農業における食品安全や環境保全、農作業安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳され、パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。
JGAP	「Japan Good Agricultural Practice」の略称で、環境保全及び農作業安全等に取り組む農場に与えられる日本発のGAP。
SDGs (持続可能な開発目標)	2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のこと。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から構成されます。
WCS用稲	WCS用稲(発酵粗飼料:ホールクロップサイレージ)とは、稲の穂と茎をまるごと刈り取ってロール状に成型したものを、フィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料です。基本的な栽培技術は主食用水稲と同じですが、専用の機械を使用することにより、ほ場で直接ラッピング作業が出来るなど、収穫作業も効率的に行えるなどの特性があります。
ア行	
<small>あらちや</small> 荒茶工場	茶園で摘採(収穫)した茶葉を蒸気で加熱し、揉みながら乾燥させ、茶の一次加工品である「荒茶」を製造する工場。
臼杵市アグリ起業学校	臼杵市の基幹作物である夏秋ピーマンなどについて、就農に向けた生産技術の習得や営農開始に向けた経営管理などを1年間かけて学びます。市、生産者(生産組織)、農業協同組合、県などの関係機関が一体となり就農支援を行います。
臼杵市認定農業者協議会 <small>さきがけ</small> 「魁の会」	認定農業者間の交流や農業技術向上などを目的とする臼杵市の認定農業者で構成される任意団体。
臼杵市農業後継者「 <small>ふたば</small> 二葉会」	会員相互間の交流や学習および交流活動による自己研鑽を目的とする臼杵市の農業青年で構成される任意団体。
「臼杵食文化映画祭」プロジェクト	臼杵市が食文化創造都市として進むべき道しるべとなるドキュメンタリー映画を上映するプロジェクト。
うすきブランド認証制度	臼杵の風土・自然循環の中で育まれた資源・食材を活用し、使う人・食べる人のことを考え大切に作られた魅力あるこだわりの加工品を臼杵ブランド「うすきの地もの」として認証する制度。認証された商品を市内外に発信することにより、地産地消の促進と地域産業の活性化、「食」による観光の振興を目指します。
うすき夢堆肥	うすき夢堆肥は「うすきの田畑をよくしようという夢に向かう堆肥」という意味で命名されました。草木類を主原料に「草木類8割、豚ぶん2割」という比率で約6ヶ月発酵・熟成させた自然の土に近い堆肥です。
うまみだけ	「家族を幸せにする」をコンセプトに、うま味や機能性など特徴のある品種を選び分け、品種別に商品化することで、「美味しさ」を前面に打ち出した新たな乾しいたけブランド(R2年2月発表)。美味しさを表す「うまみ」+キノコを表す「だけ」を組み合わせたネーミング。

おうか 黄化えそ病	黄化えそ病とは葉が黄化、枯死したり、莖に褐色のすじ条の病斑が現れるウイルスによる病気です。黄化えそ病の病原菌は、主にアザミウマ（スリップス）類によって媒介されます。
オーナー農園	小学校・幼稚園の収穫体験、一般市民が農業体験を行う農園。
力行	
加工用米	お酒、加工米飯、味噌、米菓等の用途に供給することを目的として生産される米穀で、主食用米の需給に影響を及ぼさない米として取り扱われています。
貸農園	区画面積 30㎡、年間料金 3,000 円で植付、栽培、収穫が行えます。
学校給食オーガニックプロジェクト	学校給食に有機栽培された農産物を提供するプロジェクト。
環境保全型農業	土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した農業。有機農業や I P M、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動も含まれます。
環境保全型農業 直接支払交付金	農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。
かんこう 慣行栽培	一般に行われている栽培方法で、病虫害の駆除・防除および除草のために農薬を使用し、生育促進および収量増加のために化学合成肥料を使用します。
かんた 甘太くん	高糖度かんしょの商品名（商標）。収穫直後に貯蔵して一定以上の甘さに達したことを検査し、JA全農おおいたを通じて販売されます。
グリーンツーリズム	グリーンツーリズムとは、主に農村や漁村地域において自然・文化・人々との交流を楽しむことを目的とした余暇活動。「日帰り型」と「宿泊・滞在型」があります。
工芸農作物	工芸作物は、農作物の分類で、比較的長期にわたる加工、製造工程を経て製品にいたる農作物をさします。また、これ等を総称して工芸農産物とも言います。主なものとして、綿・麻・茶・タバコ・アブラナなどがあげられます。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地。農林業センサス（5年毎の調査）において、農家等の耕作意思を調査。
こうずいばき 洪水吐	洪水の流入に対し、ダムと貯水池の安全を確保するために設けられた放流設備の総称。
高病原性鳥インフルエンザ	家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されているウイルス病。鳥類の感染症のうち、鶏に対して非常に高い病原性をもたらします。
米の恵み	餌に10%以上の米を配合して肥育後期（概ね60日以上）に給与し、オレイン酸などの簡易測定を実施した豚肉。県産豚肉の統一ブランド（H28年12月発表）。
サ行	
集落営農組織	地域の「集落」を単位として、専業農家・兼業農家等を含めた集落の農家の協力のもと、農作業などの農業生産過程の全部又は一部について、共同で取り組む組織のことをいいます。
循環型社会	循環資源として利用し（未利用材をできるだけ資源や木質燃料として使うこと）、適正な処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

新規需要米	飼料用、稲発酵粗飼料用（WCS）、米粉用など新規需要となる用途の米穀の総称です。主食用米の需給に影響を及ぼさないものとして取り扱われています。
森林環境譲与税	森林環境譲与税は、森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元（2019）年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。
すいげんかんよう 水源涵養	森林の土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能をもっています。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。この働きのことを「水源涵養機能」と呼んでいます。臼杵市森林整備計画においても、市内森林の水源涵養機能の維持増進を図ることを目標としています。
生物多様性の保全	田園地域や里地里山は、身近な自然環境であり、多様な野生生物が生息・生育する生物多様性の豊かな空間であることから、適切な農業生産活動や森林を通じてその保全を図っていくこと。
夕行	
多面的機能	水源のかん養、自然環境の保全、国土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農山漁村で行われる生産活動により生ずる食料やその他の農林水産物の供給機能以外の機能。
多面的機能支払交付金	農業や農村が持つ多面的な機能の維持や、機能の発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する目的で設立された助成金制度です。農村の過疎や農業従事者の減少を受けて、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。
地域おこし協力隊	地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期は概ね1年以上、3年未満です。
中山間地域	中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しています。山地の多い日本では、このような中山間地域が総土地面積の約7割を占めています。この中山間地域における農業は、全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置を占めています。
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に交付金を交付する制度です。
地理的表示(GI)保護制度	地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度のこと。
適地適品種	その土地の気候や土壌などの自然環境に適した品種。
とうしゅこう 頭首工	頭首工とは、農業用水を河川から取水するため、河川を堰き止めて水位を上昇させ、水路へ流し込む施設（水門、堰堤、土砂吐等）のことで、水路の頭の部分にあたることからこのように呼ばれています。
特別栽培技術	農産物の生産において、地域の慣行レベルで行われている節減対象農薬の使用回数や、化学肥料の窒素分量を50%以下で栽培する技術のことを言います。この技術で作付けされたお米を特別栽培米と言い、臼杵市では、「吉四六米」「たまごのお米」がブランド米として作付けされています。

特用林産物	食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。
ナ行	
なつほのか	稲の品種の1つ。「にこまる」と「西南115号」をかけあわせた種。早生系で高温体制に優れ、耐倒伏性が強いのが特徴。収量性も高く、大粒でほのかな甘い香りと程よい粘りがあり、食味も優れているのが特徴です。
認定農業者	市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（農業経営改善計画）の市町村等の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。
農業振興地域整備計画	都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。
農業水利施設	農業用水の安定供給や農地の湛水被害防止などを目的とした用水路、排水路、ダム、ため池、頭首工などの施設。
農場HACCP	家畜の所有者自らが有害物質等の危害や生産物の温度管理等の重要管理点を設定し、継続的に記録・管理を行うことにより、生産農場段階で危害要因をコントロールする手法。HACCPは「Hazard Analysis Critical Control Point」の略称。
農地中間管理機構	農用地等を貸したいという農家（出し手）から、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織です。
ハ行	
パイプライン	ダムから各圃場へ供給される配水管のことを言います。
畑地かんがい	畑へ人為的に水を供給すること。供給方法には、地表かんがい、散水かんがいなどがある。
ヒノヒカリ	稲の品種の1つ。「コシヒカリ」と「黄金晴」をかけあわせた品種。小粒でありながら比較的粒が長く、柔らかで厚みがあり、冷めてもおいしい白米です。近年気温変動の影響から、夏季高温による作柄低下が見られています。
ファーマーズスクール	新規就農者を確保・育成するため、地域の優良経営体の下で生産技術などを習得できる研修制度。座学や実習のほか、ほ場の一部で模擬営農も実践可能。
複合品目	経営の安定化などを目的に、経営の主となる品目と組合わせて栽培する他品目のこと。
豚熱	豚コレラウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病のことで、農林水産省は名称を「豚コレラ」から「CSF（Classical swine fever）」に変更（R元年11月）、さらに家畜伝染病予防法の改正（R2年2月）により「豚熱」に改めた。強い伝染力と高い致死率が特徴。
物質循環機能	生物体を構成する物質が、無機的环境から取り入れられ、食物連鎖や腐食連鎖を通じて生態系内を循環して再び環境に戻されること。主要なものとして水の循環、炭素循環、窒素循環、リン循環などがあります。
ベリーツ	8年の歳月をかけ育成した県オリジナルのいちご品種（平成29年12月ブランド発表）。正式名称は「大分6号」。「スイーツみたいなストロベリー」から「ベリーツ」を商標名としました。いちごらしい鮮やかな色づきやシーズンを通じた糖度の高さ、大きな果実などが特徴。
防災重点農業用ため池	ため池が決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設が存在し人的被害を与える恐れのある「ため池」を言います。

ほんまもん農産物 ほんまもん農産物認証制度	化学肥料と化学合成農薬の使用を避け栽培された農産物生産圃場を、有機JAS登録認証機関にご協力をしていただき審査を行い、臼杵市長が認証を行います。 「ほんまもん農産物」は、臼杵市の独自認証制度であることにより、金色の「ほ」のシールを貼って販売されます。
マ行	
ミカンバエ	ハエ目ミバエ科に属するハエの一種。温州ミカン、ポンカン等の果皮の薄い果実内部に散乱し、幼虫が果肉を食害する在来害虫。
みどりの食料システム戦略	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針。
ヤ行	
有機JAS	農林水産物の規格化等に関する法律（JAS法）に基づき、化学肥料や化学合成農薬の使用などによる環境負荷を低減した持続可能な生産方式により経営していることを第三者認証機関が検査し認定する制度。
有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本に、農産物生産に由来する環境への負荷を極力低減した方法を用いて行われる農業。
有機の里づくり	「土づくりセンター」で製造する「うすき夢堆肥」等の堆肥を基とした有機農業の推進、水源涵養機能を高めるための持続可能な森づくりの推進、臼杵の地魚「海のほんまもん」漁業の推進を軸に、そこに循環する「水資源」を豊にするため、そして地域内で連携した循環型社会の構築を目指し「有機の里づくり」を進めています。
有機抹茶 有機碾茶	碾茶とは、被覆した茶葉から摘採（収穫）した茶葉を蒸し、碾茶炉で乾燥して製造したものであり、これを専用の石臼で挽くと抹茶になる。有機抹茶・有機碾茶は、有機農業により生産、摘採（収穫）した茶葉を原料とした、抹茶・碾茶のこと。
遊休農地	農地法で定められた法令用語で、「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」と、「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」の両方を指します。
ユネスコ創造都市ネットワーク	ユネスコの事業として2004年に創設。創造性（creativity）を核とした都市間の国際的な連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指すものです。各都市は同ネットワークを活用し、知識・経験の交流、人材育成、プログラム協力などを行います。
ラ行	
利水ダム	川の水をダムに貯めて、その水を生活用水（水道水）、工業用水、農業用水などに利用したり、その水を高いところから落とすことにより、水車（タービン）をまわしたり発電したりする役割を持つダムを利水ダムと言います。
ワ行	
わせ 良食味品種	稲が早く成長する特性を早生（わせ）と呼びます。ここで言う良食味とは、炊飯米での食味、おいしさを指しており、それらの特性を備え持つ品種のことを早生・良食味品種と言います。

第2次
ほんまもんの里みんなでつくる
臼杵市食と農業基本計画

発行 令和4年4月

発行者 臼杵市農林振興課

〒875-0292

大分県臼杵市野津町大字野津市326番地の1

TEL:0974-32-2220

印刷 いつみ印刷株式会社



USUKI
CITY OF GASTRONOMY